

平成31年第1回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第1回定例会
2	開会	平成31年 3月 6日
3	閉会	平成31年 3月13日
4	会期	8日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	6日 出席11名 欠席 0名 7日 出席11名 欠席 0名 13日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	29件 (うち議員提出5件)
7	議決の状況	(1)原案可決 24件 (2)原案承認 2件 (3)採 択 2件 (4)不 採 択 1件
8	法第99条の意見書	2件
9	委員会	予算審査特別委員会付託 11件
10	その他	傍聴者 6日 3名 7日 8名 13日 0名
11	会議録の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

平成31年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

平成31年 3月 6日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本 間 秀 正	2番	川 幡 宗 宏
3番	原 田 弘 克	4番	志賀浦 学
5番	内 田 恵 子	6番	西 股 裕 司
7番	佐 藤 妙 子	8番	菅 原 文 子
9番	石 川 康 弘	10番	熊 木 恵 子
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

5番	内 田 恵 子	6番	西 股 裕 司
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教育長	小笠原 正 和
農業委員会長	山 下 義 昭	監査委員	角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総務課長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住民課長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	柏 木 英 昭	保健福祉課主幹	谷 藤 朋 代
保健福祉課主幹	岩 本 聖	産業振興課長	柿 崎 納
都市整備課長	尾 暮 靖 志	病院事務長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 松田 秀則

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成31年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

平成31年 3月 7日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本 間 秀 正	2番	川 幡 宗 宏
3番	原 田 弘 克	4番	志賀浦 学
5番	内 田 惠 子	6番	西 股 裕 司
7番	佐 藤 妙 子	8番	菅 原 文 子
9番	石 川 康 弘	10番	熊 木 惠 子
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

5番	内 田 惠 子	6番	西 股 裕 司
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会長	山 下 義 昭	監 査 委員	角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総務課長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住民課長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	柏 木 英 昭	産業振興課長	柿 崎 納
都市整備課長	尾 暮 靖 志	病院事務長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 松田 秀則

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成31年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

平成31年 3月13日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本 間 秀 正	2番	川 幡 宗 宏
3番	原 田 弘 克	4番	志賀浦 学
5番	内 田 恵 子	6番	西 股 裕 司
7番	佐 藤 妙 子	8番	菅 原 文 子
9番	石 川 康 弘	10番	熊 木 恵 子
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

5番	内 田 恵 子	6番	西 股 裕 司
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	柏 木 英 昭	保 健 福 祉 課 主 幹	谷 藤 朋 代
保 健 福 祉 課 主 幹	女 川 伸 二	産 業 振 興 課 長	柿 崎 納
都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志	病 院 事 務 長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 松田 秀則
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって招集されました平成31年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。
直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。
5番 内田 恵子議員、6番 西股 裕司議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。
10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 平成31年第1回議会定例会の運営について、去る2月27日に議長出席のもと、議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案などの概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは執行方針2件、専決処分1件、平成30年度各会計補正予算7件、条例関係7件、一般議案2件、平成31年度各会計予算7件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月6日から3月14日までの9日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、今定例会は新年度予算の審議などもあり、開催期間が長くなることから、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は3月6日から3月14日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本定例会は3月6日から3月14日までの9日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成31年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御

手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり3件の行政報告を行います。初めにあったか灯油支給事業の実施結果について御報告します。今季の灯油価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯の町民税非課税世帯を対象に実施した本事業につきましては、1月8日から2月8日までの受付期間において405件の申請があり、支給決定325件、支給費総額325万円をもって事業を終了しました。

次に子育て世代住宅建築助成事業について御報告します。本町の定住人口の増加を図るため、住宅建築費を助成する本事業は、本年度の申請件数が町外者14件、町民1件の15件となり、建築済を含め、年度内に10棟が完成する予定です。そのうち、みどり野団地は14区画で、限定区画である美園4丁目は13区画、住宅展示場みどり野きた住まいるヴィレッジの販売は1棟となっています。引き続き、町の移住定住、みどり野団地の販売促進に取り組んでまいります。

最後に町立病院の診療体制について御報告します。昨年10月より常勤医師1名と出張医師での体制となりましたが、4月より新たに医師2名を採用し、常勤医師3名による診療体制を整えました。今回採用する医師のうち1名は、小児科と内科を診察できることから、長年休止していた小児科の診療を再開します。引き続きこの診療体制を維持し、安定した病院経営に努めてまいります。以上、一般行政報告とします。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 平成31年度町政執行方針演説を行います。町長。

町 長 (平成31年度町政執行方針演説をする。)

議 長 以上で、町政執行方針演説を終わります。

●日程5 平成31年度教育行政執行方針演説を行います。教育長。

教 育 長 (平成31年度教育行政執行方針演説をする。)

議 長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことといたしますので、御承知願います。

ここで、10時50分まで休憩をしたいと思います。

(午前10時38分)

(午前10時50分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度南幌町一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成30年度南幌町一般会計補正予算(第6

号)であり、2月の大雪に伴う除排雪経費の追加及び財源調整として財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,270万2,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度南幌町一般会計補正予算(第6号))の説明を行います。初めに歳出から説明します。9ページをごらんください。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,600万円の追加。13節委託料で、除排雪業務1,600万円の追加でございます。別途配布しています議案第3号資料に基づき、過去の実績とともに直近の状況を説明いたします。表の一番上の段は累積の降雪量で、左から平成25年度、上の括弧書きが2月1日現在、真ん中の鍵括弧が2月26日現在、その下がシーズンの合計です。表の右側、本年度2月26日現在で5メートル79センチに達し、前回、第5号補正時における2月1日現在の4メートル23センチと比較して1メートル56センチの増で、前回の補正時から予想を超える降雪量となり、除雪及び排雪経費が再び不足することから、2月18日付で予算の専決処分を行ったものです。

次に歳入の説明をいたします。予算書の8ページをごらんください。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,600万円の追加です。1節財政調整基金繰入金1,600万円の追加で、財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、補正後の総額を56億6,270万2,000円とするものです。以上で、議案第3号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度南幌町一般会計補正予算(第6号))は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程7 議案第4号から日程13 議案第10号までの7議案につ

きまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程7 議案第4号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第7号)
- 日程8 議案第5号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程9 議案第6号 平成30年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程10 議案第7号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程11 議案第8号 平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程12 議案第9号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程13 議案第10号 平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上7議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第4号から議案第10号までの7議案につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、議案第4号平成30年度南幌町一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳出では障がい者自立支援給付事業扶助費、病院事業会計繰出金、長幌上水道企業団出資金の追加、歳入では町税、京北山林売却収入の追加、ふるさと応援寄付金の減額並びに事務事業の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億539万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,730万8,000円とするものです。

次に、議案第5号平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では保険給付費、基金積立金並びに病院事業会計繰出金の減額、療養給付費負担金償還金の追加、歳入では道支出金の減額、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,950万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,341万3,000円とするものです。

次に、議案第6号平成30年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、入院収益、一般会計繰入金並びに事務事業費の精査が主な理由です。その結果、収益的収入では既定予算から6,330万3,000円を減額し、5億3,031万4,000円とするものです。収益的支出では既定予算から954万7,000円を減額し、5億9,911万8,000円とするものです。資本的収入では既定予算から67万2,000円を減額し、1,542万2,000円とするものです。資本的支出では既定予算から80万3,000円を減額し、2,008万2,000円とするものです。

次に、議案第7号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では江別市汚水処理に係る経費負担金の追加、消費税額の確定、南幌関連工事負担金並びに各事業費の確定による減額、歳入では一般会計繰入金の追加、下水道事業債の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ906万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億426万1,000円とするものです。

次に、議案第8号 平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では施設管理に係る委託料の減額、歳入では一般会計繰入金の減額、繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,456万円とするものです。

次に、議案第9号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では地域支援事業費の減額、基金積立金の追加、歳入では地域支援事業費の減額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、道支出金並びに一般会計繰入金などの減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,568万5,000円とするものです。

次に、議案第10号 平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、後期高齢者医療保険料、繰越金の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億354万3,000円とするものです。

議案第4号につきましては副町長が、議案第5号及び議案第10号につきましては住民課長が、議案第6号につきましては病院事務長が、議案第7号及び議案第8号につきましては都市整備課長が、議案第9号につきましては保健福祉課主幹が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第4号 平成30年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の説明を行います。初めに歳出から説明します。19ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,537万6,000円の減額です。一般管理経費で、ふるさと応援寄附事業に係る経費を精査するものです。別途配布しています議案第4号資料をごらんください。本年度は、2月20日現在、寄附件数3,553件、寄附金額は4,406万6,600円で、予算額7,000万円に対し約2,500万円の減額を見込んでおり、平成28年度をピークに2年連続の

減少となっています。総務省の通達に基づき謝礼品の返礼割合を3割以内としたこと、並びに台風被害等の影響により、とうきびなどの一部謝礼品を確保できなかったことが主な要因でございます。予算書19ページに戻ります。

3目財産管理費、補正額2,317万円の減額です。庁舎管理経費で燃料費などの追加、財産管理経費で公共施設修繕料の追加、教育振興基金積立金は指定寄附によるもので後ほど歳入で説明します。ふるさと応援基金積立金につきましては、先ほど説明したとおり寄附金額の減少により2,500万円を減額するものです。

4目企画振興費、補正額448万4,000円の減額です。協働まちづくり推進事業の実績により精査するもので、本年度の申請件数は4団体・4事業となっています。

8目防災諸費、補正額66万3,000円の減額です。防災対策事業で、全国瞬時警報システム更新の入札執行による減額です。次ページにまいります。

9目職員給与費、補正額1,081万円の減額です。職員給与費で、職員の異動などを含め精査するものです。

2項2目賦課徴収費、補正額220万円の減額です。賦課徴収経費で、家屋評価システム更新業務等の入札執行による減額です。次ページにまいります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額123万円の追加です。国民健康保険特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

2目障がい者福祉費、補正額400万円の追加です。障がい者福祉経費で、扶助費の実績並びに今後の見込みを含め追加するものです。

3目老人福祉費、補正額572万5,000円の減額です。高齢者在宅支援事業で、32万2,000円の追加、介護保険特別会計繰出金は、後ほど特別会計で説明いたします。老人福祉経費で、570万9,000円の減額、扶助費の実績並びに今後の見込みを含め精査するものです。次ページにまいります。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額100万円の追加です。重度心身障がい者医療費助成経費で、今後の見込みを含め追加するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額1,355万円の減額です。後期高齢者医療事業で、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金で、1,247万4,000円の減額、負担金の確定によるものです。後期高齢者医療特別会計繰出金は、後ほど特別会計で説明いたします。

2項1目児童福祉総務費、補正額500万円の減額です。児童生徒等医療費助成事業並びに児童福祉総務経費で、それぞれ扶助費の実績及び今後の見込みを含め減額するものです。次ページにまいります。

2目児童措置費、補正額137万円の減額です。児童手当支給経費で、精査によるものです。

3目保育所費、補正額200万2,000円の減額です。保育所等

運営補助事業で、一時預かり事業が文科省私学助成により実施となったため減額するものです。過年度返還金は確定によるものです。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。

2目予防費、補正額363万円の減額です。成人保健事業で100万円の減額、感染症予防事業で263万円の減額です。いずれも精査によるものです。

3目環境衛生費、補正額62万3,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

4目病院費、補正額233万8,000円の追加です。病院事業会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。

2項1目じん芥処理費、補正額322万8,000円の減額です。ごみ処理対策事業で、それぞれ組合負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

3項1目上水道施設費、補正額206万5,000円の追加です。長幌上水道企業団負担金の確定によるものです。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,662万6,000円の減額です。農業振興経費で1,542万6,000円の減額です。備品購入費で入札執行による減、経営体育成支援事業補助金は、本年度分の事業費の確定と翌年度繰越分の精査、農業経営高度化促進事業負担金は、本年度分の事業費の確定と国の補正分の追加を合わせ精査するもので、追加補正分は翌年度に繰り越し実施をします。担い手育成対策事業で120万円の減額、申請者の減によるものです。

3目農地費、補正額99万3,000円の減額です。農業集落排水事業特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。次ページにまいります。

4目機場施設管理費、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。

6目ふれあい館管理費、補正額15万円の追加です。ふれあい館管理経費で、燃料費を追加するものです。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額218万6,000円の減額です。中小企業資金利子補給事業で98万6,000円の減額です。確定によるもので、平成30年度借り入れ11社を含む26社分の利子補給です。地域おこし協力隊設置事業で120万円の減額です。昨年10月からの採用に伴い、半年分の報酬を減額するものです。

2目ふるさと物産館管理費、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額126万5,000円の追加です。町道除排雪事業で、除雪機械の燃料費などを追加するものです。

3項3目公共下水道費、補正額93万8,000円の追加です。下水道事業特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

4目街路事業費、補正額24万円の追加です。街路事業経費で、街路灯電気料を追加するものです。

4項1目住宅管理費、補正額121万円の減額です。公営住宅管理経費で、入札執行による減額です。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額164万4,000円の減額です。南空知消防組合負担金事業を減額するものです。内容につきましては、次の消防費の明細で説明いたします。40ページをごらんください。

歳入で消防費、補正額269万3,000円の追加です。歳出の事業費の確定による地方債の精査と繰越金の確定によるものです。次ページにまいります。

歳出で消防費、補正額94万9,000円の追加です。消防組合本部運営助成事業で104万3,000円の減額、消防支署運営事業で311万9,000円の追加、次ページにかけて、消防団運営事業で93万4,000円の減額、施設・資機材更新事業で19万3,000円の減額です。本部負担金の確定、支署職員の異動に伴う給与費、入札による執行残など、それぞれ精査をするものです。28ページにお戻りください。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額192万円の減額です。中学生国際留学プログラム事業で、参加者の減によるものです。

4目教育財産管理費、補正額290万6,000円の減額です。教育財産管理経費で、入札執行による減額です。次ページにまいります。

5目通学バス運営費、補正額37万2,000円の追加です。通学バス運営事業で、燃料費を追加するものです。

2項1目学校管理費、補正額62万円の追加です。小学校校舎管理経費で、燃料費を追加するものです。

3項1目学校管理費、補正額31万円の追加です。中学校校舎管理経費で、燃料費を追加するものです。次ページにまいります。

4項2目社会教育振興費、補正額53万2,000円の減額です。社会教育振興事業で、子ども会育成連絡協議会が実施した事業が子どもゆめ基金の助成対象となり、直接協議会に助成されたため減額するものです。

6目生涯学習センター管理費、補正額35万円の追加です。生涯学習センター運営経費で、電気料を追加するものです。

5項4目給食センター運営費、補正額115万4,000円の追加です。給食センター運営経費で、燃料費を追加するものです。

10款公債費1項1目元金、補正額63万4,000円の追加です。地方債元金償還費の確定によるものです。

2目利子、補正額221万2,000円の減額です。地方債利子償還費の確定によるものです。次ページにまいります。

12款災害復旧費5項1目公共施設・公用施設災害復旧費、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。

次に歳入の説明を行います。13ページをごらんください。

1款町税1項1目個人、補正額2,606万2,000円の追加です。

2目法人、補正額208万3,000円の減額です。

2項1目固定資産税、補正額431万4,000円の追加です。

4項1目町たばこ税、補正額239万3,000円の追加です。それぞれ現年課税分の収納見込みにより、精査をするものです。次ページにまいります。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額270万4,000円の追加です。普通交付税で調整額の追加によるものです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額104万円の減額です。

続いて、2項2目民生費国庫補助金、補正額45万2,000円の減額です。

3目衛生費国庫補助金、補正額342万2,000円の追加です。

4目土木費国庫補助金、補正額19万5,000円の減額です。それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。次ページにまいります。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額30万2,000円の追加です。

続いて2項1目総務費道補助金、補正額40万円の減額です。

2目民生費道補助金、補正額99万3,000円の追加です。

4目農林水産業費道補助金、補正額1,768万6,000円の減額です。次ページにまいります。

5目商工費道補助金、補正額40万円の減額です。それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。

16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額258万9,000円の追加です。京都市京北に所有する土地及び立木を京北森林組合に売却したものです。

2目物品売払収入、補正額16万円の追加です。公用車2台を公売により売却したものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額50万円の追加です。一般寄附金として、三上 英俊様より10万円、田中 玲子様より30万円、町外在住の職員7名より10万円の寄附をいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額2万円の追加です。ディスコナイト in 南幌実行委員会様より3万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄付金、補正額2,500万円の減額です。寄附金の減少により減額をするものです。次ページにまいります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,453万6,000円の減額です。財源調整を行うもので、これにより平成30年

度末基金残高は7億4,883万円の見込みとなります。

2目減債基金繰入金、補正額5,000万円の減額です。財源調整を行うもので、これにより平成30年度末の基金残高は2億9,963万円の見込みとなります。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額480万円の減額です。歳出予算に充当していました事業費の確定により精査するもので、これにより平成30年度末の基金残高は7,777万円の見込みとなります。

20款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額259万3,000円の追加です。

5目雑入、補正額64万6,000円の追加です。それぞれ確定によるものです。次ページにまいります。

21款町債1項1目総務債、補正額70万円の減額です。

2目衛生債、補正額270万円の追加です。

3目公営企業債、補正額210万円の追加です。

4目農林水産業債、補正額340万円の追加です。

5目土木債、補正額100万円の減額です。

6目消防債、補正額10万円の追加です。

7目教育債、補正額210万円の減額です。いずれも事業費などの確定により精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億539万4,000円を減額し、補正後の総額を55億5,730万8,000円とするものです。

次に、繰越明許費の説明を行います。7ページをごらんください。

第2表、繰越明許費、歳出で説明しました経営体育成支援の強い農業づくり事業、農業経営高度化促進事業の2事業につきまして、翌年度に繰り越し事業実施するものです。次ページにまいります。

第3表、債務負担行為補正の説明を行います。変更でございます。町有中型バス車両譲渡契約から給食センター管理用備品譲渡契約までの5事業について、変更前の期間及び限度額を変更後の期間及び限度額に改めるもので、それぞれ事業費の確定によるものです。次ページにまいります。

第4表、地方債補正の説明を行います。変更でございます。全国瞬時警報システム更新事業から元町教職員住宅改修事業までの7事業につきまして、事業費の確定などにより、それぞれ限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。以上で、議案第4号の説明を終わります。

住民課長。

それでは、議案第5号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明を申し上げます。初めに、歳出の説明をします。8ページをごらんください。

2款保険給付費1項1目療養諸費、補正額3,200万円の減額でございます。一般被保険者療養給付費負担金2,800万円の減額、退職被保険者等療養給付費負担金400万円の減額、いずれも医療費

議 長
住民課長

の減少により減額するものです。

次に2目高額療養費、補正額1,940万円の減額でございます。一般被保険者高額療養費負担金1,800万円の減額、退職被保険者等高額療養費負担金140万円の減額、いずれも医療費の減少より減額するものです。

次に3目出産育児諸費、補正額126万円の減額でございます。出生数が見込みを下回ったことにより、出産育児一時金を減額するものです。

次の4目移送費及び5目葬祭諸費につきましては、財源内訳の補正でございます。次ページにまいります。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分及び次の6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費につきましては、歳入の保険給付費等交付金、一般会計繰入金等の補正に伴う、財源内訳の補正でございます。

続きまして、7款基金積立金1項1目基金積立金、補正額12万5,000円の減額でございます。財源調整を行うものです。これにより、補正後の基金残高は、1億1,653万円となる見込みでございます。次ページにまいります。

9款諸支出金1項4目療養給付費等負担金償還金、補正額2,339万3,000円の追加でございます。平成29年度の療養給付費等負担金の確定によるものです。

次の2項1目直診施設勘定繰出金、補正額11万2,000円の減額でございます。町立病院医療機器購入に係る特別調整交付金の確定に伴い、病院事業会計繰出金を減額するものです。

次に歳入の説明をします。7ページをごらんください。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額3,073万4,000円の減額でございます。1節保険給付費等交付金（普通交付金）3,097万2,000円の減額、保険給付費の減少により減額するものです。2節保険給付費等交付金（特別交付金）23万8,000円の追加、内訳として町立病院医療機器購入に係る特別調整交付金分11万2,000円の減額、特定健康診査等負担金35万円の追加、いずれも確定によるものです。

続きまして、6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額123万円の追加でございます。国民健康保険基盤安定繰入金99万円の追加、保険税軽減分に係る国・道・町の公費財政支援額の確定によるものです。次の国民健康保険財政安定化支援事業繰入金108万円の追加、地方交付税措置額の確定によるものです。次の国民健康保険出産育児一時金等繰入金84万円の減額、出生数が見込みより下回ったことから減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ2,950万4,000円を減額し、補正後の総額を10億5,341万3,000円とするものでございます。以上で、議案第5号の説明を終わります。

議 長
病院事務長

病院事務長。

それでは、平成30年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）の説明をいたします。5ページをごらんください。初めに収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

1款1項1目入院収益、補正額6,570万円の減額でございます。常勤医師1名体制によりまして、入院患者が減少したことによる減額でございます。

1款2項3目他会計負担金、補正額29万8,000円の減額でございます。企業債償還利息の確定によるものです。

4目他会計繰入金、補正額269万5,000円の追加でございます。交付税病床数に係る基準単価の改定によるものでございます。次に支出について説明いたします。

1款1項1目給与費、補正額181万6,000円の減額でございます。人件費の中の職員手当分精査によるものでございます。

2目材料費、補正額340万6,000円の減額でございます。入院患者減少による薬品費の減によるものです。

3目経費、補正額433万円の減額でございます。燃料費では、重油については単価改訂により105万円の追加、灯油については正面玄関ロードヒーティング用で、今年の豪雪による使用数量増加により29万9,200円の追加でございます。諸会費では、江別市立病院からの医師派遣負担金の精査により200万円の減額、また委託料では給食委託業務及び整形外科の診療等業務委託料精査により、368万円の減額でございます。

5目資産減耗費では、廃棄および購入により医療機器の入れかえを行ったことによる除去対象固定資産増加により13万円の追加、また、薬剤棚卸により薬剤の除去により10万円の追加でございます。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額44万6,000円の減額でございます。償還利息の確定による減額でございます。

3項1目過年度損益修正損、補正額22万1,000円の追加でございます。過年度未収金の不納欠損分でございます。

次に資本的収入及び支出の収入から説明いたします。

1款2項1目繰入金、17万2,000円の減額でございます。国保会計、一般会計の医療機器購入に伴うそれぞれの繰入金確定による減額でございます。

1款3項1目企業債、50万円の減額でございます。医療機器購入事業債の確定により減額するものです。次に支出について説明いたします。

1款1項1目固定資産購入費、補正額80万3,000円の減額でございます。入札による執行残を減額するものでございます。1ページにお戻りください。

第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を5億3,031万4,000円、病院事業費用の総額

を5億9,911万8,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は6,880万4,000円となります。次ページにまいります。

第4条、資本的収入及び支出の資本的収入の総額を1,542万2,000円に、資本的支出の総額を2,008万2,000円に改めるものでございます。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額を466万円に改めるものです。

次に第5条、医療機器購入事業の起債限度額を50万円減額し440万円に改めるものでございます。

次に第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を181万6,000円減額し、3億5,563万9,000円に改めるものでございます。

次に第7条、たな卸資産の購入限度額を2,899万5,000円に改めるものでございます。以上で議案第6号の説明を終わります。

都市整備課長。

それでは、議案第7号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額168万2,000円の追加。管理費13節委託料は、汚水処理にかかわる各種業務委託料の精査によるものでございます。19節負担金補助及び交付金は、江別市汚水処理に係る維持管理負担金は、昨年3月・7月・8月の大雨により、汚水送水量が当初の見込みを大きく上回ったため増額するものです。また、江別市公共下水道事業起債償還分については、利率の確定による減額でございます。27節公課費は、消費税額の確定によるものでございます。

3目建設費、補正額1,033万4,000円の減額。建設費15節工事請負費は、新たな公共柵の設置にかかる経費で、確定による減額でございます。19節負担金補助及び交付金は、江別市南幌関連工事負担金の確定による減額でございます。次ページにまいります。

2款公債費1項1目元金、補正額15万7,000円の追加、続いて2目利子、補正額56万7,000円の減額。いずれも借入れを行っている公債費の利率確定によるものでございます。続きまして、次ページをごらんください。

地方債に関する調書につきましては、南幌公共下水道事業に対しまず地方債の現在高見込額を、今回の補正額にあわせて変更するものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額93万8,000円の追加。歳出及び町債の確定により、不足分を追加するものです。

6款町債1項1目下水道事業債、補正額1,000万円の減額。歳出、建設費の江別市南幌関連工事負担金が確定したことから減額する

ものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして5ページをごらんください。

第2表、地方債補正を御説明いたします。江別市公共下水道事業南幌関連工事負担金に関します、下水道事業費の精査による額の変更でございます。起債の目的、下水道事業。補正前の限度額2,360万円を補正後の限度額1,360万円とし、1,000万円減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上、歳入歳出それぞれ906万2,000円を減額し、補正後の総額を2億426万1,000円とするものでございます。以上で議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款農業集落排水事業費1項1目管理費、補正額30万3,000円の減額。管理費13節委託料で汚水処理施設にかかわります、業務委託料の精査によるものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額99万3,000円の減額。歳出の精査並びに繰越金の計上により、一般会計繰入金を減額するものでございます。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額69万円の追加。平成29年度事業会計の繰越金確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額し、補正後の総額を1,456万円とするものでございます。以上で議案第8号の説明を終わります。

保健福祉課主幹。

それでは、議案第9号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額270万円の減額でございます。19節、訪問型サービス事業負担金で110万円の減額、通所型サービス事業負担金で160万円の減額、いずれも利用者数の状況から精査するものでございます。

次に2項6目任意事業費、財源内訳の変更で、保険者機能強化推進交付金の額の確定による充当でございます。なお、本交付金は平成30年度から開始されたもので、自立支援や重症化予防、保険運営の安定化など、61項目の取り組み状況に応じて交付され、地域支援事業に充てることとされているものでございます。

次に5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額152万円の追加でございます。25節積立金で152万円の追加。地域支援事業費の減額補正による財源調整に伴い、追加するものでご

議長
保健福祉課主幹

ざいます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款国庫支出金2項1目調整交付金、補正額13万5,000円の減額でございます。1節現年度分地域支援事業調整交付金で13万5,000円の減額です。

次に2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)補正額54万円の減額でございます。1節現年度分地域支援事業交付金(総合事業)で54万円の減額です。

次に5目保険者機能強化推進交付金、補正額90万円の追加でございます。1節保険者機能強化推進交付金で90万円の追加で、平成30年度の交付額の確定に伴うものです。

次に3款支払基金交付金1項2目地域支援事業交付金、補正額72万9,000円の減額でございます。1節現年度分介護予防事業支援交付金で72万9,000円の減額です。

次に4款道支出金2項1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額33万8,000円の減額でございます。1節現年度分地域支援事業交付金(総合事業)で33万8,000円の減額です。次ページにまいります。

次に6款繰入金1項2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)、補正額33万8,000円の減額でございます。1節現年度分地域支援事業繰入金(総合事業)で33万8,000円の減額です。歳入の2款2項5目保険者機能強化推進交付金以外の補正につきましては、歳出で説明しました介護予防・生活支援サービス事業の精査に伴い、それぞれ減額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ118万円を減額し、補正後の総額を7億6,568万5,000円とするものでございます。以上で、議案第9号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

それでは、議案第10号 平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。初めに歳出の説明をします。8ページをごらんください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額344万5,000円の追加でございます。内訳としまして、事務費負担金42万8,000円の減額、平成30年度負担金の確定によるものです。次に、保険料等負担金410万円の追加、平成30年度の保険料収納見込によるものでございます。次に、保険基盤安定負担金22万7,000円の減額、平成30年度負担金の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をします。7ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料、補正額410万円の追加でございます。1節現年度分397万7,000円の追加、2節滞納繰越分12万3,000円の追加、いずれも平成3

0年度の収納見込みによるものです。

続きまして、4款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額84万9,000円の減額でございます。事務費繰入金、町業務分として42万1,000円、広域連合共通経費分として42万8,000円、いずれも精査・確定により減額するものです。

次に2目保険基盤安定繰入金、補正額22万7,000円の減額でございます。保険基盤安定負担金の確定によるものです。

続きまして、5款繰越金1項1目繰越金、補正額42万1,000円の追加でございます。平成29年度の繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ344万5,000円を追加し、補正後の総額を1億354万3,000円とするものです。以上で議案第10号の説明を終わります。

議長

ここで、場内時計で1時まで休憩いたします。

(午前11時47分)

(午後 1時00分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に補正予算の説明が終わっていますので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第4号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 平成30年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

5ページの上段、先ほどの御説明の中で常勤医師1名により患者数が減少したということで、入院収益が下がったということで御報告を受けております。それに関連しましてなんですけれども、常勤医師1名になったことに対しても、かなりうわさとかいろんな話がありました。それに関連しまして、ことしの1月よりもう1人の常勤医師も体調がすぐれないということでお休みをいただいていたようです。健診も、ことしの1月から3月までお休みということで承っておりますけれども、その患者さんに対しましても、どのような周知とそれから対処されたのか、お伺いいたします。

議長
病院事務長

病院事務長。

ただいまの質問にお答えいたします。確かに1月から、院長におき

ましては体調不良により休ませていただいております。それで1月から3月につきまして、当然この区間は健診等予約制なものですから、健診の方々も入っております。この間の対応につきましては、予約の入ってる方についてはそれぞれ個々に電話をして、ほかの医療機関で受けていただくようにということでお願いをしております。あと電話での問い合わせにつきましては、ただいま常勤医師が体調不良で休んでますのでということで御説明しております。あと院内にも当然1月から3月までは健診は受けておりませんということで張り紙をして、広く広報してまいりました。以上でございます。

議 長
菅原議員
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

今の御答弁いただきましたけれど、それに加えて、またお伺いしたいと思っておりますけれども、日下医師それからまた山内医師でなければ、検診と言いますか受診はしたくないよねという患者さんも多々おられたと私は聞いております。患者さん方なんですけれども、やはり不安をお与えしてしまったということは大変心苦しいことなんですけれども、御迷惑をおかけしたと、それと不安を与えられた方々へはどのような心の対処をされたのか、もう1点お伺いしたいと思います。

議 長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

ただいまの御質問にお答えいたします。確かに電話、それから直接窓口に来られた方が非常に不安に思ってた方も多々おりました。ですけど、その方々につきましては、何分院長が体調不良で当分休みすると、また日下先生の時には江別市立病院のほうに戻れるということで、聞かれる質問については丁寧に回答しまして、納得はいただいているところでございます。それで健診等、やはりなれてる医師に受けたらいいという方もおりましたが、この期間でほとんどいまだに健診を受けられてないという方は今のところ聞いてございませんので、それぞれ各医療機関のほうに手配できたのかなということで感じております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第4号 平成30年度南幌町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 平成30年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程14 議案第11号から日程24 議案第21号までの11議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程14 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程15 議案第12号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程16 議案第13号 国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程17 議案第14号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程18 議案第15号 平成31年度南幌町一般会計予算
- 日程19 議案第16号 平成31年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程20 議案第17号 平成31年度南幌町病院事業会計予算
- 日程21 議案第18号 平成31年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程22 議案第19号 平成31年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程23 議案第20号 平成31年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程24 議案第21号 平成31年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上11議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第11号から議案第21号までの11議案につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、病院職員の宿日直手当及び職員の時間外勤務手当等の算出に用いる算定基礎の見直しに伴い、本案を提案するものです。

次に議案第12号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定につきましては、スポーツセンターにおける回数券等の導入に伴い、本案を提案するものです。

次に議案第13号 国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料条

例の一部を改正する条例制定につきましては、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、本案を提案するものです。

次に議案第14号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定につきましては、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、本案を提案するものです。

次に議案第15号から議案第21号までの7議案につきましては、平成31年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました平成31年度南幌町各会計予算編成の概要により、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長
議 長

予算編成概要の説明を求めます。副町長。

(予算編成概要の朗読により説明する。)

ただいま上程されました11議案の取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま上程されました平成31年度各会計予算及び関連条例議案等につきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置して本11議案を付託し休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員からの御発言は、10名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本11議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には志賀浦学議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま、熊木 恵子議員から提案がありましたとおり、委員長には志賀浦 学議員、副委員長には石川 康弘議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学議員、副委員長には石川 康弘議員と決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日7日午前9時30分まで延会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日7日午前9時30分まで延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 1時35分)

議長 昨日より延会となっております平成31年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程25 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 新たな人口減少抑制対策について。私ども町民に、しっかり町長の思いや考えを伝えていくのが議員の役目・役割だと思っております。それをしっかりと果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。平成27年度から取り組んできた、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略も新年度で最終年となります。政策の数値目標4項目や施策ごとのKPI（重要業績評価指標）28項目を掲げ、その達成に努力されていることと思っております。執行方針の中で、新たな総合戦略を策定すると表明していますが、2点伺います。

1、平成31年度は計画の総仕上げの年であり、新年度予算も総合計画並びに総合戦略の施策を基本として編成しているとしているが、数値目標等の達成に向けて町長の思いは。

2、新たな総合戦略を策定するための体制について、前回は国の指導もあり、地方創生推進会議に国・道・金融関係・経済団体等の方に参画していただいたが、どのような体制で策定に臨むのか。また、町民の参画手法等、町長の考えは。

議長 町長

町長。

新たな人口減少抑制対策についての御質問にお答えします。人口減少を抑制し、持続可能で魅力あるまちづくりに資する地方創生の施策や事業について、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる指針となる数値目標の達成に向け、取り組んでいるところです。

1点目の御質問については、総合戦略の施策や事業の取り組みとして、子育て支援、移住定住、賑わいづくりや雇用環境づくり、地域連携などを推進し、平成29年と30年の直近の2カ年で、数値目標の一つである社会減の数が60人以下となり、少しずつ成果が表れていると考えています。魅力あるまちづくりを進めるためには、総合戦略に基づく取り組みが必要であり、数値目標の達成に向けて、引き続き子育て世代の支援や移住定住、企業誘致などの施策を推進してまいります。

2点目の御質問については、新たな総合戦略の策定にあたり、前回同様、国の指針に基づき、行政、教育、金融、産業経済、メディアなどの関係機関や団体に加え、町民の参画をいただき、多様な意見を計画に反映させ、現行の総合戦略の検証と、本町のまちづくりの指針で

議長
原田議員
(再質問)

ある第6期総合計画を基本に、国や北海道の計画を踏まえて策定してまいります。

3番 原田 弘克議員。

お答えいただきましてありがとうございます。昨年6月、国はまち・ひと・しごと創生基本方針、これを6月に閣議決定をされました。内容は御存じだと思います。その中で新しい政策パッケージも示されたところがございます。国の方針がある程度出たということで、今回は数制的な議論は私はいたしません。それで、本年度策定に向けてお答えいただいたように、社会減、一つの指標である社会減60人以下、大変喜ばしいことだと思っています。今年度策定に向けて今の数値出されたように、4年間の実績の分、それから5年目確定予測、それらをもとに新たに諮問するというふうに思います。町長はこの4年間、今の社会減60%、これの部分、ある程度手応えは感じているというふうに思いますが、その他町民がやっぱりこう悩んでるもの、考えてるもの、その中でほかに手応え、町長として持つてる部分がございますら、ちょっと教えていただきたいと。また、それぞれこの4年間の中で足りないもの、不足しているもの、町長が感じているものがあればお聞かせを願いたいと思います。

それでもう一つは、この総合戦略、私4年間見てきてやはりこう着実に実行していく、そういう仕組みが必要ではないかというふうに考えてます。いわゆる行動計画、アクションプランでございます。この必要性、単に町長、職員のアクションプランではなく、やっぱり町民が参画した中での、やっぱり町民にしっかりと役割を示して、そして担ってもらおう。この仕組みが私は必要ではないかと。防災の対策でもそうです。やっぱり町民に役割をしっかりと担っていただいて、町でいつも言っている自助・共助、この部分、これを何とかほかの自治体でも、これから議論されると思います。そういった中で、この行動計画、アクションプラン、それで国の方針を見ますと、平成32年度以降の次期5カ年の総合戦略に向けてという記述がございます。その中で地方創生は平成72年という次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策である。そして、現行の総合戦略の総括と次期5カ年の総合戦略に向けて、地方創生を国民運動として盛り上げていくと締めくくっています。この国民運動として国も盛り上げていくと、それではうちの町で町民運動としてどう盛り上げていくか。これがキーワードだと私は思っています。そうすることによって、行政、町民それぞれの役割を担うことによって、そして協働のまちづくり、これが私は成立するんではないかと思っております。行動計画、これも含めて私は策定すべきではないかという考えでございます。これについて町長の考えを伺います。

2点目の推進会議の関係でございます。私は御答弁にあった内容で、私はよろしいかと思っております。私は特に公募は考える必要はないと思っ

てます。先ほど言った町民の役割、形成に係る、前回も地域懇談会、それからワークショップ、いろいろやりました。やっぱり町民を巻き込んでの部分、その中で意見を聞いて問題提起をしていたと、それを計画に反映する。ですから、できれば4年前にやっていただいた方、国とか道の方は異動もあって難しいかもしれませんが、しっかりとやっぱり答弁でもございました、検証するっていう意味で、4年間実際こう見てきた、策定に携わった方がしっかりと次期も担ってもらってというスタンスが、私はよろしいんではないかというふうに思っています。町民の参画の関係ですけれども、私は特に若い人、子育ての方もそうでございますが、いろんな手法、先ほど言った地域懇談会、ワークショップいろいろやれるかと思えます。やはりこう20代や30代の方の意見、やっぱりこれを取り入れて執行方針の中に、新たに札幌圏を対象にしたキャッチフレーズも今度持つてるわけでございます。これらの意見をぜひ私は聞く場面を設けていただきたいなど。特にこの総合戦略の中で、私が顕著に評価しているのは野祭を3年間やられた農猿の皆さん、彼らは総合戦略の基本目標の一つ、これも御存じだと思います。南幌への新しい人の流れをつくる、これは唯一の町外向けの情報発信しているイベントで、彼らはしっかりとこの総合戦略の基本文句に基づいた行動をしたわけです。それら若い人のやっぱり行動力、これは評価をしてあげていただきたいなど。今の大変若い人、20代30代、元気です。やっぱりそういう人たちの意見をやっぱりそういう場面を演出して、私はしていただきたいなど。議会と1回、農猿の皆さんと1年目のイベントの評価とか懇談を持った時に、これでいいのだろうか、あるメンバーから言われましたけど、私は自信を持ってやりなさいと。総合戦略に基づいた基本目標に基づいて君たちはやってるんだと。そのかわり3年間しっかりと実績をつくりなさいと。それから4年目があるわけでありまして。そういった面で、若い人の意見の参画の考え方について子育ての女性の声、これらも含めて町長、今考えていることございましたら、お伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

原田議員の再質問にお答えをいたします。手応えっていう部分でいくと、余り手前みそは言いたくありません。それなりに町民の方が参画をしていただいて、十分でなくてもそういう意欲を持ってやっていただく方がふえてきているのかなというふうに思っておりますし、また道と住宅供給公社で三者でやってる美園地区の住宅にかなりの方が、若い世代が入ってきていただいて、例えば今月はいつも人口減なんですけど、前月比4名ふえているわけでありまして。そういうところを見ると、少しずつ御理解をいただいてやっているのではないかなというふうに思っています。そのほかの目標については、まだまだ達成していない部分たくさんありますけれども、これは努力をしながらやっていくということでありまして、当然そのことについては今後、行動計画等々、あるいは検証もしながらやっていかなければならないなという

ふうに思っております。

次期の関係についてはまだ国のほうがきれいに定まっていないし、最近の情報ではちょっと変わる可能性もあるんで、そのことを十分見きわめながら、あるいは北海道がどういう対応を今度していくのか、それらも含めて私どもに大きく影響ありますので、その見きわめをしながら、我が町としてどうできるのかなということを考えていきたいと思っております。

当然町民のいろんな御意見をいただきますし、若い人達の御意見もいただかなければ、総合戦略に私はならないと思っております。ですので、いろんなところに私も呼んでいただいておりますので、そこへ行っていろんな皆さんの今の状況等々把握をしながら、今後の政策の中で、総合戦略の施策の中で反映できるものは反映していきたいなというふうに思っておりますので、いろいろ動向を見ながらの部分ではないかなというふうに思っておりますので、それなりに国のほうも言ってるようなことがきちっと末端に届くようなことであればいいですけども、言葉だけでは、ちょっと私はかなり厳しさが出てくると。その辺を見きわめて、我が町としてできるものを取り入れていきたいなと、そんなふうに思っております。

3番 原田 弘克議員。

議 長
原田議員

町長の手応えの部分、きた住まいるの関係については、後ほど先輩議員が触れると思いますので割愛しますけれども、やっぱりこう動きを見せるっていうのが僕は大事なことだと思います。その動きは単に予算をつけるということではなく、やはりこう職員も町民も動いてる、そういうのをやっぱりこう町民もやっぱりこう自分もやりたい、何がやれるのか。この総合戦略、まちづくりにやっぱり参画できるのか、やっぱりそういうのをやっぱり高齢者の方でもそういう方がいらっしゃる。議会報告懇談会でもそういうお話も聞いてます。ですから、町のことを心配してるんですね、結構。だからそのためにいろいろな情報発信していかなきゃならないと私は思っています。足りないものもいろいろあると。努力してっていうことでございますので、やはり私は足りないものは知名度の向上だと思っております。先ほど農猿の皆さんの話をしましたが、札幌圏にやっぱりこう周知をして、南幌町はこういう町だよっていうものを知ってもらってる。この動きが僕は大事だと思っております。情報出す、この出し方もやっぱりこう新しいキャッチフレーズを持ってるのであれば、札幌圏に対してのターゲットをどういうふうに絞っていくか。例えばマスコミ、道新さんの場合でしたら、空知版には空知の情報しか載らないです。札幌は札幌市内版と石狩版、それから北広島版と、そういうふうになってます。ですから、南幌の記事はよほどの関連がない限りは札幌市内版には載らないんです。そういった情報の出し方、PRの仕方、これは十分お考えをいただきたいと思っております。新しい体制、意見の関係、町長前向きにお答えしていただきましたので、それについては私はお願いをする、町民も期待し

ているということで締めくくらせていただきますけれども、明日からの新年度予算の関係ですが、新しいキャッチフレーズ「育てる喜び、育む幸せ。南幌町」これをいかにこう先ほど言った南幌という町、これを浸透させていくか。それを含め、総合計画の前期計画の中間年にも当たります。それと、総合戦略と子育て施策、これらの観点からしっかりと丁寧な説明をしていただきたいという思いでございます。町民は、この人口減少対策に期待をしているのと同時に批判も多いです。そういった面を十分声を聞きながら策定に努めていただきたいというふうに思います。お答えは要りません。以上で私の質問を終わります。

議長

以上で原田 弘克議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に10番 熊木 恵子議員。

三好町長に執行方針の分で1点質問いたします。行政懇談会の開催について、執行方針の信頼づくりのまちで、町民の皆さんと意見交換を行う機会として故郷ふれあいミーティングなどを通じて意見や提案をいただき、目指すまちの姿に向け取り組んでいくと述べています。町長は以前、町内行政区ごとに行政懇談会を開催し、町民の意見や要望を聞いていたと思いますが、近年は依頼があれば出向くという形になっています。第6期南幌町総合計画や、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時には概要説明後、町民の意見や要望を聞く全町民を対象とした懇談会が開催されました。町の重要な施策については全町民を対象に、丁寧な説明と意見や要望を聞く場を設けることが必要と考えます。例えば、南幌高校の生徒数が減少し道教委から示された募集停止の内容や町立南幌病院の医師不足、長幌第2浄水場の改築にかかる経費の問題など、町民にとって身近で重要な問題が山積しています。このような厳しい状況を打開するためには、町民に直接説明し意見を聞き理解を求め、政策に反映する姿勢が大事ではないかと思えます。町長は常日ごろ、まちづくりは人づくりと話されており、テーマを設け町民との対話の機会をつくるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議長
町長

町長。

行政懇談会の開催についての御質問にお答えします。私は、第6期総合計画に定める、誰もが笑顔で活躍できるまちづくりの基本理念のもと、町民のニーズに応じた協働のまちづくりを推進するには、行政への理解と協力が重要であると考えます。町広報やホームページなどの活用、故郷ふれあいミーティングや行政懇談会、地域担当職員制度、職員出前講座のほか、各種団体等の会合やイベントにおける町民との対話の機会を通じて、行政情報の提供や御意見・御提案をいただき、信頼の醸成とニーズの把握に努めています。行政懇談会については、今後においても具体的なテーマのもと、多くの町民と広く意見交換が必要な場合に開催したいと考えます。

議長
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいまの最後の答弁のところで、今後におい

(再質問)

ても具体的なテーマのもと、多くの町民と広く意見交換が必要な場合に開催したいと考えますと、今述べました。この具体的なテーマのもと多くの町民と広く意見交換、必要な場合って言いますけれども、私はこの間ずっと行政懇談会が開催されていなくて、先ほど質問の冒頭にも言いましたけれども、総合戦略とかそういう説明の後に懇談をするっていう形にここ近年はずっとなっていると思います。しかし本当にそれでいいんでしょうか。南幌町立病院の問題だとかいろいろこう先ほど言ったように、町の中にはたくさん町民の方が知りたいという思いのものがたくさんあると思います。町長が言われるように、確かに広報なんぼろで知らせたり、出前講座とか、それから職員の地域担当制、そういうのを活用しているって言うのですけれども、それだけでは私は不十分だと思います。それから故郷ふれあいミーティング、町長がずっとこれはやっていますけれども、あくまでもこちらから出向くのではなくて、要望があって来てもらった方に説明して、町長も出かけては行きますけれども、それは全町民対象ということではないと思います。いろいろ行政懇談会は開催するのに、例えばその区長会だとかいろいろそういう中でも提言していると思うんですけれども、なかなかその受け手がないっていうことも以前聞いたことがあります。ですけども、やっぱり以前からやってたように、町内行政区19ですか。そこに出かけて行ってその人数が多くななくても、やはり率直に今の問題とかを説明して、そこで意見をもらう。そしてそれを町政に反映させるっていうことが町長の役割ではないかと思います。そのところで再質問なんですけれども、先ほども町長がお話ししていました執行方針、誰もが笑顔で活躍できるまちづくりを基本理念のもと、町民団体企業など、町にかかわる多様な主体が参加、活躍し、町から発信する取り組みをつくり出すことで、地域の特性や資源を十分に生かせるまちづくりを目指していますと述べています。先ほど言いました、その地域担当職員制度を逆に活用して、担当職員とともに町長がその地域に出向くっていうことをすることで、町民もなかなか情報っていうか、その広報だとかホームページとか利用される方は、まだまだ多くないと思うんです。そういう方にとっても、町長が来てくれたっていうことで、やっぱりこういうことも聞いてみよう、こういう意見も言ってみよう、こういうことは評価してやろうっていうふうに、いろいろ思っていると思うんですよね。ですから開催をやっぱり必要な場合って言いますけれども、今こそっていうか、もっと以前から本当に必要だったと私は思います。だから逆に、なぜ行政懇談会をしないのかっていうふうに思います。それから先日、議会報告懇談会がありました。私たち議会も毎年、回を重ねていて大きな問題が町の中で出ない時にはなかなか参加してもらえないっていうのが、議会としてもすごく悩みではあります。でもそれをやめることなく、やっぱり出向いて行って、その中では本当に貴重な意見をもらいます。そのほとんどが行政に対する意見だと思います。先日のビューローと緑町で

開催された懇談会の中でも、町立病院のことが数々出されました。町立病院の医師をすごく信頼して通院していたけれども、突然やめることになったってということで、大変ショックを受けていました。その方は平成30年1月号の日下院長の記事、それから退任することになった記事、そういうものも持って会場に来ました。それでやっぱり切々となぜこのようなことになったのか、町から何の説明もないっていうことを言われました。私たち議会も全員協議会の中で、昨年市立病院の医師体制のことで説明がありましたけれども、やはりそれを町民にどのように知らせるのかっていうことは、町の責務だと思います。なぜそれをしなかったのか。今からでもやっぱり遅くないと思います。それから高校の問題しかり、あとは第2浄水場の改築の問題、やはりそれは広報にも載ったりしますけれども、本当に大きな金額をかけて税金から賄っていく、それが本当に必要なことなのかっていうことも含めて、説明して意見をもらうってことが大事だと思います。私は以前、北空知のほうの町長さんともお話をした時に、これは一度紹介させていただいたんですけれども、その町長さんは長く町長をやられて退任しましたけれども、住民懇談会、それをとても大事にされていて、それは行政区とか何かそういう単位だけではなくて、それは一部町長もやっておられると思うんですけれども、小学生や中学生を対象にした懇談会、そういうものも開いていて、そこの中から小学生や中学生の願いとか、それからこういうことをしてほしいという要望を、何とかその施策に生かそうと取り組んでおられました。その中の一つに高齢者がふえていく中で、葬儀、葬式とかに行くのにお寺とかでやるとやっぱり足も痛いし、なかなかそれが少なくなって、近く砂川とかそういうところに行かざるを得ないと。そういう時に、やはりすごく交通の便とかも悪く大変だっていう要望を聞いて、そして複合施設をつくられて、そこでは冠婚葬祭ができるっていう形、それから多くの町民が集える場所、学習する場所、そういう形になっているってお聞きしました。やっぱりそういう形ですぐ実現できることとできないことは確かにあります。ですけどもやっぱり真摯に耳を傾ける姿勢こそがやっぱり町長には必要ではないかと思います。ですからやっぱりぜひ開催してほしいということで再三再度言いたいと思います。それから、例えば今までは行政区の会館とかそういうところに行って懇談会をしていましたけれども、それをやりつつも、例えばその1年を2回に分けてとかっていう形で開催の仕方も、例えばビューローに何月何日何時から何時まで町長が出向きます。何でも聞きたい人はここに来てくださいとかっていう形でスポット的にやるっていうことも可能ではないかと思います。その検討をぜひしてほしいと思います。再三言いましたけれども、そのようなことでテーマを設けて町民との対話の機会、これをぜひ設けるべきだと思いますので重ねて伺います。

議 長
町 長

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。私は以前からも同僚議員

(再答弁)

の皆さんからも行政懇談どうだっていうお話を何回もいただいております。総合計画だとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略等々、大きな課題の時は事前に皆さんと懇談会をしながら、その策定をしてきたところでもあります。当然、私どももそういう大きな課題については、多くの皆さんから御意見をいただいております。お話をさせていただいたところでもありますし、当然町内会長さんや行政区長さんとも相談をしながら、開催に当たって御意見もいただいて、今いるところでございまして、いろいろ熊木議員からいろんなことを言われておりますが、故郷ふれあいミーティングは言われたところ、どこでも私は行って自分がこっち来いって言ってるわけじゃなくて、いろんなところに出向きながら、そういうお話もさせていただいているところでもありますし、それから大事な案件については当然議会の皆さんとも相談をさせていただいているところでもありますので、町民の方に不自由をかけない、そのための政策を議会の皆さんと相談をさせてやってきているところでもありますので、今のやってる行政ができない方向になってくるようであれば、町民の御意見をいただかなきゃならない場合もあるかと思いますが、何とか町民の要望に応じて病院も含めてやっているところでもありますので、今までは応援の医師体制でしたけれども、それじゃやはり維持が厳しいなということで、何とか自前の先生を町職員として何とか確保しながら病院を運営するとか、そういう大きなことはきちっと皆さんとも相談しながらやって、私はやはり町民の皆さんに不自由をかけない、できるだけ町でやれるものについてはやっていこうということでもありますので、拒んでいるわけじゃなくて、そういうグループ、あるいは団体であればいつでも言っていただければ、私は可能な限り日程さえ合えばどこでも出ていく、それにプラスいろんな団体のところに出向いて、いろんな皆さんの御意見もいただきながら進めさせていただいています。それは以前と変わりませんし、これからもそうしていこうと思っております。その上で、先ほど言ったように大きな課題が出てきた時にはまたそういうことも考えていきたい。やめたってということではなくて、そういう時期を見計らいながら行政懇談会もやっていくべきではないかなということ考えております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。やめたっていうわけではなくて、やっているってことでしたけれども、ではちょっとお聞きします。故郷ふれあいミーティング、今年度は何回ぐらい開催されて、どのような団体とお話をされたのか。それがもしわかれば教えてください。

それから、今私は逆に昨年もその前の年も、この行政懇談会については質問があった中で、やっぱり必要なときはしますってことを答弁されています。必要なときってというのは先ほど町長述べられましたけれども、何点か言いました高校とか病院とか浄水場とかいろいろそういうことも含めて、その時がまさに必要な時だったのではないかと私は思うのですけれども、そこはちょっと町長と意見が違いますかね。

私はそういうふうに思います。それから、今は病院の体制、議会でも病院のことはもうこの4年間もずっと議論してきました。そういう中でやっぱり地域医療を守るっていうところでは、この形を何とかしていきたいっていうところでは、意見を出しながら来たところでは、それで今、予算が通ってからですけれども、3名体制ってというような形、それから小児科の医師が着任するっていうこととか、やっぱり今こそこういうことを、朗報を早く町民に伝える、その中で町民と一緒に喜び合うっていうか、いいことも悪いことも含めて話をして、丁寧に説明してそれから意見をもらうっていうことが、今本当に必要な時ではないかなと思います。それから、先日の議会報告会でもお話しされましたけれども、マイナス面ばかりではなくて、例えば南幌中学校、今壁新聞ですとか合唱、今週土曜日にも卒業式がありますけれども、昨年の卒業式でも本当に素晴らしい合唱を聞かせてもらいました。だからそういうことをやはり町民にこういうように南幌町は皆さんが頑張っておられるってことも、広報とかでなかなか伝わらないものを、町民を集めてその中で話をするっていうことは大事なことはないかなと思います。そのテーマ、必要なときっていうのは、町長はじゃあどのように考えているのか。その総合計画とかいろいろ国から示された、それを説明する、そのついでに意見を聞くっていうふうに思っているのか、ちょっと言葉があれかもしれないですけども。故郷ふれあいミーティングで出かけていっているけども、それができるのであれば、やはり1年のうちに時期を決めて、全部の行政区を回りますよってことを周知してやってくることが、ますます必要ではないかなと思います。それから今の町の施策がいろいろ子育て世代を応援する住宅のことですとか、いろいろあって、それは町民の中にも文字で見ても、やっぱり聞かないとわからないっていうこともあると思います。だからそういうことを話す機会として、ぜひ今年度は実施するってことをすべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。大きな課題っていうのは、やっぱり町の将来どうなるかっていう大きな課題が出てきた時には、当然私はやらなきゃいけない。例えば先ほど水道のお話をさせていただきましてけれども、議会議員の皆さんの御理解をいただいたっていう私は判断をしております。というのは、第2浄水場をなくしちゃったら、全体の水が足りない。足りない行政はやれないんですよ。それは、行政として任されてる部分、住民が困るようなことはさせられない。だから継続して、浄水場をつくりながら安定供給をしていくということでありまして、要らないのであれば皆さんにそういう報告は、私はできると思う。足りないことはわかってやめましたっていう話にはならないと思います。それは議会の皆さんも御理解いただいて進めてよしという御意見をいただいておりますので、それは住民にとって皆さんも困るわけで、そんなことをやっていいのかどうか。や

はり現実問題として、私は行政を預かる者として町民を不幸にさせられない。ですから、その推進にとって、皆さんにとっては不十分かもしれませぬけれども、十分そういうことで考えながら行動してるつもりであります。だから、何でもいい悪いって話ではなくて、行政はそういういろんなことも考えながら、住民にとっていい方向に少しでもやっっていこうという御意見をいただいています。

そして、ふれあいミーティング、残念ながら去年2回ほど要望があったんですが、私と日程が合わなくて、ちょっとできなかったということでもあります。そのほか、行政区で私に來いというところがありましたら、地域担当職員とともに何回かそれぞれの行政区、町内会には参加をさせていただいているところでもあります。そういうことを通じながら、懇談会はなかなか開催をしておりますけれども、私どもはやめたって先ほど言っていないわけで、何とかそういう課題が見つかった時には、当然行政懇談をしながら多くの町民の皆さんから声をいただくべきであろうと思っておりますので、これからもそういうことが出てきた時には、開催をさせていただきたいなというふうに思っております。ある程度は、皆さんの御意見をいただいているつもりでありますけれども、できるだけ私もいろんなところに顔を出しながら、いろんな町民の御意見をいただいて、行政は進めようと思っておりますので、それは就任から変わりはありませんので、今後も当然続けさせていただきましますので、行政懇談会という形ではないかもしれませんが、それぞれ町民の皆さんから声が上がった時にはできるだけやっっていこうと、そんなふうに思っています。

議 長
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

ちょっと消化不良ですけども、2問目に移ります。くらし便利帳の活用についてです。町ホームページに、くらし便利帳が掲載されており、過去に各家庭に配布され、我が家でもぼろぼろになるまで活用されていきました。くらしの手続きや、くらしの窓口、教育、福祉、介護、健康、町内の施設など丁寧で見やすい説明で、本当に南幌町での生活に欠かせない情報が詰まっています。このように生活に役立つくらし便利帳を町ホームページの掲載のみではなく、全戸配布する考えは。

議 長
町 長

町長。

くらし便利帳の活用についての御質問にお答えします。くらし便利帳は、町のくらしに関する情報全般を冊子にまとめ、初版を平成15年度に発行し、全戸配布を行いました。その後は毎年度、内容を更新していますが、町民への暮らしに関する情報の提供は、町広報やホームページなどの広報活動のほか、各種ガイドブック等の作成や必要に応じた個別通知等を行っていることから、転入者や希望者に対する窓口での配布と町ホームページへの掲載としているため、くらし便利帳の全戸配布についての考えはありません。

議 長
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

15年前ですね、平成15年と言いますから。15年間、私も本当

(再質問)

にぼろぼろになるまで使ったんですけれども、その間一度も発行されないままきて、今さらに全戸配布の考えはないっていう答弁でしたけれども、私もホームページで知りました。それでコピーして、全部見ました。ほかの町でもいろいろ出しているの、それも取り寄せて見ている中で、本当に引けをとらない、職員の方にお聞きしたら、毎年この形でつくるけれども、変更があったところはあるかっていうことで直しながら更新しているそうです。やっぱりこの1冊があると、どんなときも困ったときにちょっと調べることができます。やっぱりこういうものをせっかく苦勞してつくられていて、それを全戸配布しないっていうことの理由がわかりません。確かに予算に伴いますから、立派に製本するとすれば、すごく金額がかかると思います。だけれども、今はカラーコピーとかいろいろそういう技術も発達していますから、どういう形でもつくっていけると思うんですよね。それから、これを活用することによって、今先ほど答弁の中では新しく来られる方、それから希望者についていうふうにお話がありましたけれども、新しく町に引っ越してきた方ばかりではなくて、今キャンペーンとかいろいろこうPRをしています。そういう中でうちの町ではこういうものに全部網羅していますということで、それを配布することによって、やはり先ほどの議員の質問にもありましたように、知名度の向上にもすごく役立つと思います。それから、今まで南幌にずっと暮らしている者にとっても、いいかげん15年間何もなかったのをやっぱり新しくつくりましたって、これを保存版として活用してくださいっていう形でつくるべきかと思います。

それからほかの町を見ていると、いろいろこう担当変わったりいろんなことがあるときには差しかえられるような形で、広報にそれを印刷したものを折り込んだりっていうところをしているところもありました。だから、これが本当に町民にとっても、役場職員が一生懸命つくったものが宝物になって活用していくってことでは、本当に双方向コミュニケーションが図られて、町長が先ほど言っている一緒に協働していくまちづくりの一環となることだと思います。それでもやっぱり全戸配布は考えないのかっていうことと、それから先ほどの希望者に対しては窓口で渡すっていうことでしたけれども、町民にこういうものがありますってことを広くお知らせして、どんどんじゃあ希望者が窓口に取りにいても大丈夫なんですか。それちょっと2点伺いたいと思います。

また使われ方で今いろいろ言いましたけれども、例えば、ほかの町のところばかり言って恐縮なんですけれども、職員の機構図とかも毎年広報にもちょっと載ってきたりしますけれども、私もいつもこれはコピーしたものを手帳に挟めて見えています。役場訪れる方とか、いろいろこうどの人がどの課の誰なのかってことがわからないということをよく聞きます。私たちも、新人の方が入った時になかなか名前とその役職のところが一致しなくてすごく困っていたりするんですけれ

ども、例えばくらし便利帳にも、ことしの機構図の中ではこういう係がここがこういう役割を果たしますっていうようなことを丁寧にやっぱり書いたものを渡すってことも必要ではないかと思えますし、また以前はなかったんですけども、今は職員が名前を下げたりとかしてそれも改良されています。だけれども、役場に行った時に、すれ違う職員が何課かわからないっていうような声も聞いて、あるところではやっぱり写真入りのそういうものを出してるっていうところもあります。そういう形でくらしの便利帳を活用しながら、役場の機構の中も、もう少し町民に寄り添うような形にしていく機会にもなるんじゃないかなと思えますので、そこのところ答弁をお願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。窓口の関係については、今聞くところによると不便はかけてない、来た方には対応させていただいてるということで、足りなければ、すぐ印刷をかけるということでもありますので、対応についてはできると。ただ、くらしの便利帳だけの話をさせていただいていますけれども、うちにはいろんなガイドブックでいろんなものが住民の皆さんのところに家庭に届けているところでもあります。くらしの便利帳も私も聞かれたこともあるんですが、内容がものすごい変わっていてどうしたんだということで、毎年いろいろ変わりますので、これを全戸配布するとそれが正しいって話には、常に動きがあるということでもありますので、それぞれの分野のガイドブック、あるいはホームページや広報、広報にはかなり詳しく載せさせていただいているところでもありますので、それを見ながらやっていただければいいのかなというふうに思っております。間違っていること、ここに書いてあるよって言われても、もう既にそれはなかったとか、いろんなことがあるものですから、これはどの時期が一番いいのかっていうのは非常に難しい、私はそんなふうに思っております。ですから、いろんな変わり目については町の広報やホームページなんかを使いながら、少しでも町民の皆さんに不便をかけないようにとは思いますが今やってるところであります。また、各種ガイドブックもそれぞれ2年あるいは3年になると改定をしなければなりませんけど、延ばしたりいろいろやっております。内容がちょっと変わってるよってお叱りも受けておりますけれども、そのことを御理解いただきながら、町広報をできるだけ丁寧に皆さんにお知らせするように、これからも努めてまいりたいなというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

議 長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

なかなか一致はできないですね。それではちょっと逆にお聞きしたいんですけども、15年前に、あの時はくらしの便利帳でしたよね。くらしの便利帳がつくられた経過っていうか、今と状況は大きく違います。ですけども、やっぱりそれをつくって配布したことで、やはり皆さんにとっても喜ばれて大事にされたと思うんです。町長も今心配

されているようにいろいろこう変わります。介護保険のことなんかでもやっぱり制度そのものが変わったりします。ですから、それを何年度版という形で更新するっていうか、そういう時にやはり広報とかも活用して、そののところに大きく変わったことはこうですっていう形で張りかえをお勧めしたりとかっていうことはできると思いますし、町民もそういうことでは理解すると思います。

それから、これに載ってたのにやってないからどうなんだっていうお叱りっていうのは、やはり丁寧に説明していくことに限りますし、それによって解消される問題だと思います。先ほど窓口ではたくさん来ても大丈夫かってお聞きしたんですけども、対応はできるっていうことでした。そしたらやっぱりこのような形のものをやはりつくって配るってことが可能ではないかと私は思うんですけども、予算とか試算とかしてみたことがあるんでしょうか。やらないっていう考えなので全く試算はしていないのか。以前私ちょっとそれですが、一般質問の中で広報なんぼろ、やっぱり字が小さくて見えづらいっていうことがあって、その時に質問した中で、江別市でしたね、そののを持って質問したことがあります。そしたらすぐA3版にカラーコピーして、それが今各公共施設に置かれていて、先日も町立病院に行った時に、これ見やすくっていいんだわっていうような声が聞かれました。その時はすぐ担当課がカラーコピーをして施設に置くっていうことをしてくれました。だからその町広報が今内容も今年度本当にこう内容が変わってきて見やすく、それから写真を多く取り入れて表も裏も写真という形で、はっと目を引くような形の努力をされていて、それがやっぱり読むきっかけをつくっていると思います。ですから、やっぱりそういう媒体を大事にしながら、やっていくってことが必要かと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。まさに熊木さんが町広報って言うっていただきましたので、そこを充実していけば無理してつくらなくても大丈夫かなど。そして、いろんな変化が非常に激しいんですよ。15年前と全然違いますので、策定もことしが全部、策定が1回で終わって、あと3年後に全部またするっていうのではなくて、毎年のようにいろんなものが変わっているという、これも事実なんですよ。ですから、町広報をできるだけ皆さんに読んでいただけるように、これからも努力をしていきたいなど、そんなふうに思っています。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩をいたします。

(午前10時26分)

(午前10時45分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

川幡議員

次に2番 川幡 宗宏議員。

みどり野きた住まいるヴィレッジ事業につきまして、昨年の4定に

続きまして質問させていただきます。町長の執行方針の中で、住宅事業のプロジェクトとして昨年スタートした、みどり野きた住まいるヴィレッジの第2期事業を展開すると発表しています。平成30年度に行われたみどり野きた住まいるヴィレッジ事業は、結果から見てある程度の成果があったと思いますが、決して成功したとは思えません。第2期事業では、きめ細やかな方針、見学者に対して親切な対応も必要ですが、北海道と北海道住宅供給公社へきちんと町の方針を示して、多くの子育て世代が南幌町に住んでもらうという大きな目標を立て進んでいくべきと考えます。そこで町長に3点伺います。

- 1、平成31年度の基本的な方針は。
- 2、町主導で事業を行うべきでは。
- 3、責任ある立場の町担当職員の常駐が必要では。

議 長
町 長

町長。

みどり野きた住まいるヴィレッジ事業の今後の方針は、の御質問にお答えします。昨年6月のオープンから訪れた多くの方々に、個性的で南幌らしい暮らしを提案し、体感できるモデル住宅を見学いただきました。3月3日と10日には、冬期間においての高度な住宅性能が体感できるイベントとして、冬のいえづくり相談会を行っているところです。

1点目の御質問については、第2期事業は、オーナーを募集する注文住宅の形態で、子育て世代でも求めやすい価格帯を設定した建築提案と、既存のモデル住宅の展示販売をあわせた事業展開を行ってまいります。

2点目の御質問については、みどり野団地における販売促進策として、北海道においてプロジェクトチームを構成し、北海道、北海道住宅供給公社、南幌町の共催で本事業がスタートしたことから、北海道が主体となり、三者がそれぞれの役割の中で事業を進めることが、みどり野団地の販売促進につながるものと考えます。また、本町独自の取り組みとして、首都圏等でのプロモーション活動及び札幌市での子育て世代向けの移住セミナーなどを通じて、移住・定住の促進とあわせたみどり野きた住まいるヴィレッジ事業を推進してまいります。

3点目の御質問については、これまで展示期間中に委託による管理人の常駐や、事前受付による対応をしてきました。今後の体制については、北海道及び住宅事業者と協議してまいります。町職員の配置の考えはありません。いずれにしても、本町への移住・定住につながるよう、事業を展開してまいります。

議 長
川幡議員
(再質問)

2番 川幡 宗宏議員。

再質問をいたしたいと思います。答弁の中で、1番目のオーナーを募集する注文住宅の形態で、子育て世代が安価な価格帯を、求めやすい価格帯を設けて、建築提案と既存のモデル住宅の販売をあわせた事業展開を行うと、このことについては私も賛成したいと思います。求めやすい価格帯を設定しまして、ローン返済の少ない価格で売り出す

ことで、昨年に販売されました15戸以上の結果が出ると、私はこのように思っております。30戸、またあるいは50戸も夢ではないと、このように思っております。若い世代が南幌町に住居を構えると、必然的に子供の数がふえまして、バランスの取れた人口構成っていうか、子供がいて親がいて、中高年がいてそして老年層、こんなバランスのよい形になると、このように思います。ぜひ、このきた住まいるヴィレッジが成功することを願っておるところでございます。

次に昨年度は、道が主体で三者なんですけども、道の主導できた住まいるヴィレッジをされ、5戸のモデル住宅、6戸が計画されていたのですが、結果的には5戸でしたけれども、この住宅については設計者のなんていうか思いがあった住宅と言いますか。なかなかこのことは見学者の中で受け入れられなく、1戸の販売にとどまったと、このように聞いております。ことしは求めやすい価格帯と、そのことの反省を踏まえた中でやると思いますが、当然この南幌と公社の住宅の団地につきましては、南幌町の威信がかかわる事業でございます。当然、町がある程度、事業主体の道なり、公社にやっぱり自分の希望とか町の思いとか、こういうふうにしたいという、当然前段の会議の中では思いを伝えるべきだと、このように思います。そして、南幌というのはこういうことであるから、この事業が必要なんだと。この思いをしっかり伝えて、やっぱり町の願いを聞いて、子育て世代の誘致につなげていただきたい。このように思っています。昨年モデル住宅の販売につきましては、その業者さんにもお任せしたということで、なかなかずっと人がいらっしやなくて、見学者に対してもきちっとしたことができてなかったと、このように判断するところでございますけども、そのことを含めた中で、町長のお答えをお聞きしたいと思っております。

次に3番目の職員の常駐のことですけれども、少なくとも町のやっぱり責任ある立場の人が常駐していなければ、お客さんに聞かれても責任ある対応ができないと思っております。そんな中でやっぱり常駐は無理としても、やっぱり何といたしますか。対応する方から、やっぱりこういうことを聞かれて、今お客さんが聞かれているんですけれども、そのことをやっぱり伝える方式、来ていただきたいと言われたらすぐ行けるような体制は、町の担当課のまちづくり課の職員になるかどうかわかりませんが、そういうような体系を取ることがお客さんに対する親切な対応だと。このことが、子育て支援の子育て世代の誘致につながると、このように思っております。そのことにつきましても、今一度町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

町長。

川幡議員の再質問にお答えをいたします。川幡議員から前からも言われているところですが、今回の1期目の事業については、子育て世帯を対象としながら、価格面、装備の面で、若い人が手が本当に出せるかどうかという私なりの疑問があつて、道のほうにもぶ

議 長
町 長
(再答弁)

つけさせていただきます。そのことから、第2期は若い人たちがやはり手を出せるような感じの注文住宅になるかと思いますが、そういう制度のほうにシフトをして、1期目と2期目の見比べもしながら、多くの人を呼び込んでいきたいなど。私の思いが、かなり道のほうにもお話が通じてきたのかなというふうに思っております。子育て世帯ですから、そんなに高い年収でもないというようなことから、川幡議員心配されるようにローンの問題等々がありますので、私もそのことがクリアできる、少しでも若い人が来やすい環境づくりが大事ではないかなということで、今回新年度からは注文住宅の方向で今進んでいるところでありますので、ぜひこれは実現をさせていただきたいなというふうに思っています。1期目の関係、本当はきのうの行政報告でもう少し棟数が言えればよかったんですが、今交渉中なものですから、先んじて町が先に、来ますとか来ませんとかっていう話になりませんので、情報が入り次第、また皆さんに御報告できることになろうかと。そうすると空きが1戸か2戸になる可能性が非常に高いんですよ。私は今ちょっと考えて、これから住宅事情のいろんな情報収集やらいろいろお話、それから経済界のお話を聞いていると、やはり10月の消費税引き上げの前にいかに呼び込んでくるかっていうのが一番ではないかなというふうに思っております。2パーセントと言えど大きな金額でありますので、そこでやっぱり一段落されるのではないかなと。いろんな税制改正、いろいろあるようですけれども、やはりそこが一番大きいので、職員も含めて私も含めて、そこまでに早く来ていただくことを前提とした、人が多く来ていただけるように9日・10日も札幌でやりますけれども、そんなことも含めながら呼び込むことを考えていきたいなと思っております。

そして、2点目にいろいろお話いただきましたけれども、やはり北海道が主体とならなければこの事業できませんので、北海道の力を借りて、そして我が町の声を大きくして、何とか少しでも来ていただくような努力をしていきたいなと思っております。

それから、平均土日になんところの方が来ていただいているようです。連絡がある部分については、町で対応できるように即職員が動けるような体制をとっておりますので、常駐はなかなかちょっと難しいんですが、いろんな方法、あるいは事業者は売らなきゃなりませんので、事業者との話し合いもしながら、できるだけ来たお客さんに不便をかけない、そんなこともしていかなければ完売にはならないと思っておりますので、今後も私も土日暇があるとあそこをぐるぐる回るんですが、先週もかなりの人が来ていただいたところでありますので、そういう手配をしながら、不便をかけないように努力をしていきたいなと思っております。

議 長
川幡議員

2番 川幡 宗宏議員。

再々質問いたします。前回の答弁の中で町長、アンケートを実施した中で住宅の建築予算は2,000万円から2,500万円を想定し

た経過が見られて、また対面した方たちからは南幌町の緑豊かで子育て支援が充実してるといった声があったと答弁しております。本町の地理的優位性を生かし人口増の取り組みがなお一層図られることを私は望んでおります。おおむね質問の内容については、私の思うような答えがかなり入っておりますので、おおむね支持いたしたいと思えますけれども、ぜひそのような形の中で人口誘致、若い子育て世代の人口誘致を進めていただきたいと思います。また一つ問題点として、昨年度のきた住まいるヴィレッジの中で、この前住民懇談会を開いた時にある人から言われたんですけれども、やっぱりどこでやってるかわからない。のぼりも少ない。駐車場がきちんと指定されていない。場所がわからないものですから、そして夕方だったのかいつかわかりませんが、案内する人がいなくて外から住宅をのぞいてるお客さんがいたと、こういうことも聞いております。是非そういうことのないように親切な対応、親切な対応を望みたいと、このように思います。この辺を検討していただきまして、ぜひこの事業を成功するように進めていただきたいと思います、このように思います。答弁は要りません。よろしくお願いたします。

議 長

以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

志賀浦議員

次に、4番 志賀浦 学議員。

町長に執行方針分で、町立南幌病院の維持と経営安定についてということで質問いたします。町立南幌病院の医療体制が昨年10月より常勤医師1名と出張医師となり、町民の間で不安との声がありました。そんな中、本年4月より常勤医師3名体制で診療されると聞き、安心しているところです。しかし、国が進める医療提供体制の改革などで、ますます難しい経営判断が求められると考えます。病床変更など病床利用率を上げるための経営戦略を伺います。また、南幌町の患者受診動向も札幌圏に向かう傾向が強い中、町立南幌病院への受診確保が課題になると思います。外来患者の回帰と入院患者の受け入れ策を伺います。

議 長
町 長

町長。

町立南幌病院の維持と経営安定についての御質問にお答えいたします。町立病院につきましては、4月より常勤医師3名での診療体制を整え、町民から要望の多い小児科も再開することとしました。現在、国が進める医療制度改革の中において、療養病床の廃止については、未だ方針が明確になっていない状況で、今後国の動向を見きわめながら病床のあり方について検討を進めてまいります。また、病床利用率については、常勤医師が3名体制となることで、訪問診療や小児科の再開、他の医療機関からの患者受け入れなど、病床の利用率は徐々に向上するものと考えます。

次に、外来患者の回帰と入院の受け入れ策については、外来患者の受療動向を見ると、本町の受診者全体の約半数以上が札幌圏の病院を受診し、そのほとんどが専門医に通院している状況です。町立病院は、

町民の予防医療や訪問診療などの役割を担う、身近なかかりつけ医として、安定した診療体制の確保に努めるとともに、地域連携室を中心に、町内外からの外来及び入院等の診療要望に応えるべく取り組んでまいります。

議長
志賀浦議員
(再質問)

4番 志賀浦 学議員。

再質問いたします。本年度の補正予算の中で、年間入院患者数が1日平均目標は40人を、12人減の28人と先日補正されました。その中で病院事業収益を圧迫してるのは、入院患者数の減少だと思っております。また4月から新体制になって期待するところですが、先ほども言ったんですけど患者が戻って来なければ厳しいものとなると思っております。また外来の患者数が札幌圏に通院が半数ということですけど、残り半数のうちの町立南幌病院に通ってる人はどのぐらいのパーセンテージになるんですか。その辺わかったら教えてください。

今後入院と外来も離れた患者の確保はどのようにとるかっていうことで、かなり難しいかと思うんですけども、その辺も具体的な内容があれば教えていただきたいと思えます。

3名体制になって、今の患者数でいくとかなりの重荷になるのかなというところで具体策があったら教えてください。

また道内の実際の経営形態についてはさまざま苦慮してるところがいっぱいあるようです。昨年何カ所か視察に行ってきましたけれども、日高管内の無床の診療所が有床に変わって、かなり負担がふえたところ、また胆振管内の病院では無床診療所に変更して建てかえしようとしたところ、住民の反対で改築のめどが立ってないところ、また十勝管内大きな病院ですけども、そこでは診療科目の変更、また70%の病床利用率を目標にして、かなりの変更を検討しているというふうに聞いてます。またその中でワンフロアあけてでもやらなくちゃいけないっていうような話を伺ってきました。また、先日の新聞報道では月形も指定管理者制度で診療所にしたい旨が出てました。そこで、町立病院なんですけども、療養病床の廃止決定、国の方針が決まるまで手をつけないではなくて、思い切った体制で病床利用率を変更することも必要ではないかなと思うんですけども、その辺の考えがあれば伺います。

あと他地域に離れた患者さん、先ほど聞いてますけども、その確保の一員に住民の足の確保が大変ではないかなと思うんですけども、先日の報告懇談会の中でも、東町の外れから中心部に買い物行くのも大変だと。病院に行くのも大変だっていう話がありました。その辺、今免許返納制度はやっていて、年寄りの足の確保がかなり厳しくなってきていると思えます。そんな中の病院に対する、前にも質問しましたけども、デマンドであるとかそういうものを考えているのかどうか、その辺も伺いたいと思えます。

議長
町長

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。病院4月から医師3名

(再答弁)

体制っていうことであります。これが最低ラインの体制です。うちの町立病院の規模でいくと最低3人いなければ大変だということでもあります。ですので、町民の皆さんには大分不便をかけさせて申しわけなく思っておりますが、やっと医師の確保ができましたので、町立病院として体制づくりだけはできたのかなと。あとは中身の問題だと思います。来ていただく先生が町民とうまくマッチしていただければ、非常にありがたいなというふうに思っています。そこで入院患者の関係でありますけれども、去年は10月から1人というようなことで、1人で診れる数っていったら、きのう補正予算で報告したあの数字よりまだ低い、余分に診ていただいてあの数字なんです。ですので、体調を崩されたっていうのは、そこに原因の一つもあるわけです。3人いるということは、3掛けていただければ、そこが目標の数字になるのかなというふうに思っていますが、そんな簡単には私はいかないと思っています。ただ、地域連携室だとか、今病院の体制でも大きい病院が大きいなりに苦勞されております。患者の行くところがなくて、今うちの病院に来ていただいている患者さんもかなりおります。これが地域連携室をうまく活用する手法の一つだと思っております。そういう患者さんもおりますので、それらの受け皿になれる病院にはなるのかなと。ただ、医療改革がどうなるかによっては、これも期待が、本当に実現できるかできないか。この辺は非常に難しいところでもありますけれども、私どもは今の制度の中でそういう制度を活用しながらやっていかなければならないなというふうに思っております。

そして、町立病院の町内の人がどのぐらいかと、5割以上が町外だと。それは専門の医院に行つて、あるいは病院に行つているということも含めていくと、残りはどうかということではありますが、34%ぐらいというようなことで聞いております。それをもう少しでも多くできるように、将来的にやはり高齢化がますます進むわけでもありますので、私は町立病院の役割っていうのは、そういうところに出てくるんじゃないかなと。大きい病院は紹介がないとなかなか入れない現況になっております。そんなことで先ほど答弁しましたように、かかりつけ医っていうのは大事な要件になるかと思っておりますので、やはり町民の健康は、命を守るために、まず一番先にそういう手当てをして、あるいは大きい病院にお願いするとか、あるいはある程度になったらまた帰つて来てもらうとか、いろんな手法が今後取りやすい形になる。1人とか2人だったらそれができなかった。それで、そういう部分が私どもの期待としては3人がきちっと定着していただいて、うちの町になじんでいただければ、非常にいい病院にいけるんじゃないかなと。

そこで高齢化の免許の返上、きょうも下で自主返納やっておりますけれども、これがふえてきた時にどうなるかと。足の確保、これは前にもお話ししたように非常に課題があるんです。町でやり過ぎると、民間バス事業者が撤退しますので、そのやりくりをしながらどうあるべきかというのは検討させていただきますけれども、まだこれがいい

議長
志賀浦議員
(再々質問)

っていう妙案が出ているわけでありませぬ。どこかここにそういうバス事業者とひっかかる関係がございます。東町のお話しされましたけど、あそこにバス停がありますから、そこに町の何らかの形で輸送すると、あそこのバス停もなくなる可能性が非常に高い、そんなことも含めていくと、これはただうちの町だけの問題じゃない。そういうことも私は明白だと思います。ですので、関係機関あるいは北海道、国のほうにも、いろんな助言をいただいて、お年寄りが早く心配ない通院ができるような体制づくりが必要ではないかなというふうに思ってますが、いろんな病院が患者さんの送り迎えをやってたんですが、だんだんそれも数少なくなってきたと。いろんな課題が見えているようでもあります。そこらも参考にしながらどうあるべきかっていうのは検討していかなくちゃならないと、まずは3人の先生が定着してもらおうというのは、もう町民に理解をいただくっていうのが一番かと思えますので、それを進めてまいりたいなというふうに思ってます。

4番 志賀浦 学議員。

再々質問させていただきます。期待してるところなので、別にどうのこうのではなくて、本当に患者さんが戻って来ることを期待してるってことでありますけども、その中でちょっと一抹の不安というか、江別市立病院から来ている1名の医師が3名になったところで、また帰ってきてほしいっていう話が起るんではないかなって私自身は思ってるんです。その辺の不安があるんですけども、その辺は江別とは確約をしっかりと取られているのかどうか。それをお知らせください。

あと足の確保なんですけども、前にもデマンドで話したことがあるんですけども、今全道でもあちこちでいろんな取り組みがなされています。この間の新聞で2月26日に出てたんですけども、これ民間企業等と提携してEVバスを走らせるって、これ厚沢部町ですか、出てましたね。こういうもので本当にいいものが出てくるんですよ。こういうのってうちでは考えられないのかなと。また、全国的に先回の上士幌でしたっけ。無人バス、去年視察を行ってきましたけども、ああいう物っていうのは全国的に手を挙げて何とか持つてくるっていうことはできないものなのかなと。無人バスの運行を、例えば市街地区、例えば六つあるところでも八つあるところでもいいんですけど、ぐるっと周遊できるような実証実験とか、そういうふうなものを何で引っ張って来れないのかなと。そういうものを引っ張ってきて、ある程度の価格を押さえられるような感じで、企業は実証実験場所を探してるはずなんですよね。だからそういうところを見てやってもらえるか、また例えば冬が無理であれば夏だけでも出すよとか、そういう方法でやっていけないのかなと思うんですけども、その辺の取り組みっていうのは職員の方、いろいろ情報を集めていると思いますけどもできないのかどうか。それをまた教えてください。

あと一つ財源の話なんですけど、いろんなところを研修行ってきた

ところで見てると、交付税算入の部分はわかります。それプラス一般財源もある程度は投資した分が戻ってくるのであれば、それはもうある程度認めるかなと思うんですけど、最近の繰り入れ額が括弧内から消えてしまったと。それは前に同僚議員が質問して要らないんじゃないかっていう話をしたと思うんですけども、ただほかの自治体病院見ると、借り入れできちっと赤字分補てんをしていってるとかっていうところが多いですよ。議員が見てもなかなかどのぐらい入ってどうなんだってことがわからないっていう、こういう状況では困るんじゃないかなと。私の読み方が悪いのかもしれないですけど。もし財源的に、これから借入方法でやっていけるとかっていうのであれば、そういうふうにして病院が単年度でどのぐらい赤字なんだと、そして累積でどのぐらいなんだっていうことをしっかり町民がわかるような方式でとるべきだと思うんですけど、その辺考えあったらお伺いしたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。江別市立病院には当然常勤医を採用する、募集する時にお話をさせていただいて、今来てる先生を戻すとかそういう話にはならないっていうことで、募集をするということで御了解をいただいているところです。だから、今のところ私はそういう理解をいただいている募集をさせていただきましたので、理解いただいたというふうに思っています。

それから車の関係、先ほど申し上げたように路線バスだとか、事業者がない町はやりやすいんですが、うちはそういうバス事業者やら、車事業者があるものですから、そこに大変な思いをさせて撤退をされたら困るんで、そこの整合性も図っていかなければなりませんので、その辺も図りながらお年寄りの足の確保がどうあるべきかとずっと検討してるんですが、なかなかこっちがよければあっちが悪いとか、そんなことで今バスの利用されてる方に御迷惑かけないように当然していかなければなりませんので、それらをやりながらやっていかなければならないと思っております。

それから、毎年の赤字の関係については議会の皆さんにはちゃんと説明して、決算書できちっとできてると思います。その部分を広報等々も出してありますけれども、その辺のこれから工夫をもう少ししなければならぬかなと思います。どちらにして病院はそんなに楽な経営ではありませんので、そのことは十分私も感じながら、何でも野放しでいいって話にはなりませんので、経営っていうのはやはりきちっと収支がうまくいかないといけないので、そこまでの体制づくりをまずさせていただきましたので、今度はその方々とともに、経営も少しでもよくなる努力をさせていただきたいと思っております。

議 長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました日程が終了いたしました。予算審査特別委

員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。御苦労さまでした。

(午前11時21分)

- 議長 おはようございます。
去る3月8日より予算審査特別委員会のため休会となっております。平成31年第1回南幌町議会定例会を、ただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程26 議案第22号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第22号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院規則の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 総務課長 内容の説明を求めます。総務課長。
それでは、議案第22号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。長時間労働是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、民間においては平成31年4月から罰則付の時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員においても人事院規則の改正により、超過勤務の上限等に関する措置について、本年4月1日より適用されることになりました。これにあわせて、地方公務員においても国家公務員の措置を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定める所要の措置を行い、平成31年4月より適用するよう条例改正など所要の措置を行うよう通知があったことから、条例の整備を行うものです。それでは、別途配布しております議案第22号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。
正規の勤務時間以外の時間における勤務、第8条に、第3項として、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める。」とする委任規定を追加するものです。ここで、規則で定める事項の概要について説明いたします。まず、超過勤務を命ずる時間及び月数の上限につきまして、超過勤務命令の上限時間を、1カ月について45時間かつ1年につき360時間の範囲内で、必要最小限の超過勤務とすること。ただし、他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員に対しては、1カ月について100時間未満かつ1年について720時間かつ2カ月から6カ月平均80時間等の範囲内とすること。なお、大規模災害などへの対応や重要な法令の立案等公務の運営上真にやむを得ない場合に

は、上限を超えることができること。次に、超過勤務を命ずる際の考慮につきまして、職員に正規の勤務時間以外に勤務を命ずる場合には、健康及び福祉を害さないようの考慮すること。最後に、職員の健康確保措置につきまして、1カ月について100時間以上または2月から6カ月平均で80時間を超える超過勤務を命じた職員に対しては、医師による面接指導を行うことなどが規則で規定されることとなります。新旧対照表に戻ります。

最後に附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行する。以上で、議案第22号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第22号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程27 議案第23号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第23号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、学校教育法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課主幹が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課主幹。

保健福祉課主幹 それでは、議案第23号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、いわゆる学童保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているものでございます。別途配布いたしました議案第23号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第9条第3項につきましては、各号にて放課後児童支援員の基礎資格等を規定しており、このたび改正する第5号において、「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了し

た者を含む。」を加えるものです。このたびの学校教育法の一部を改正する法律により、新たな高等教育機関として専門職大学等の制度を設けることとなったため、町条例の資格要件に加えるものです。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行する。以上で議案第23号についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第23号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程28 議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課主幹が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課主幹。

保健福祉課主幹 それでは、議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、自然災害により死亡した町民の遺族に対する弔慰金の支給や、著しい障害を受けた町民への見舞金の支給及び、世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行うための基準等を定めることを目的としており、国の法律、施行令に基づき制定されています。このたびは国の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、災害援護資金の貸し付けの部分の改正となります。それでは、別途配付しました議案第24号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線を付した個所が改正部分です。

条例第14条の利率では、年3%としておりましたが、年1.5%とするものとしました。このたびの法改正により、貸付利率が年3%以内とされ、各市町村で定める利率については、各市町村において判断すべきとされたもので、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率などを参考としたものです。

次に、条例第15条の償還等では、第1項中（又は、半年賦償還）としておりましたが、括弧を取り「半年賦償還又は月賦償還」に改めるものとししました。このたびの法改正により、月賦償還が加えられたものです。

次に、条例第15条第3項中の保証人を削るものとししましたが、このたびの法改正により、保証人がいない場合にあっても貸し付けが行えるようにされたこと、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付においても保証人がいない場合にあっても貸付可能とされたことを参考にしました。

次に、条例第12条を条例第11条に改めるものとししましたが、引用する施行令の改正に伴い条番号を整理したものです。

附則として、施行期日、この条例は、平成31年4月1日から施行する。経過措置としまして、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、なお従前の例による。以上で、議案第24号についての説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程29 議案第25号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第25号 町道路線の変更につきましては、道営農地整備事業西幌地区の実施にあたり、受益者が道路用地を国から払い下げを受けることに伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

議案第25号 町道路線の変更について御説明いたします。今回の変更箇所については、道路の実態がなく、今後も道路整備の予定もな

いことから、道営農地整備事業を行うにあたり、道路用地の払い下げを受けたく、町道の起点部、旧夕張川から西20号交点までを廃止するものです。別途配布している議案第25号資料、町道認定路線変更図をあわせてごらんください。青色が変更前、赤色が変更後でございます。

整理番号15、路線名南20線、旧起点南幌町2104番5地先旧夕張川を、新起点南幌町2105番6地先西20号交点に変更するものです。廃止される道路用地の延長は、418.7メートルですが、道路がないため、道路の実延長には変更がありません。以上で議案第25号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第25号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程30 議案第26号 札幌市及び南幌町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第26号 札幌市及び南幌町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議につきましては、連携協約の締結にあたり札幌市との協議が必要なため、本案を提案するものです。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 それでは、議案第26号 札幌市及び南幌町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、御説明申し上げます。南幌町を含め札幌市を中心とした8市3町1村における連携中枢都市圏の形成に関して、地方自治法第252条の2第1項の規定により、札幌市と協議するため、別紙のとおり連携協約を定め、締結するものでございます。次ページをお開き願います。それでは、協約を条ごとに御説明申し上げます。

札幌市及び南幌町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約。札幌市（以下「甲」という。）及び南幌町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法第252条の2第1項の規定

に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

第1条（目的）では、この連携協約は、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、甲及び乙が連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、さっぽろ連携中枢都市圏の形成を図り、もって地域の活性化及び持続可能な経済並びに住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

第2条（基本方針）では、甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に規定する取組について相互に連携を図るものとする。

第3条（連携する取組等）では、甲及び乙が相互に連携する取組並びにその内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

第4条（費用分担）では、前条の取組に係る事務を処理するために必要な費用の分担は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

第5条（定期的な協議）では、甲及び乙は、この連携協約の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

第6条（変更等）では、この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないとしております。

次に附則としまして、この連携協約は、平成31年4月1日から施行する。

次に、第3条関係の別表でございます。この表では、連携する取組等について、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つ役割に分けて掲げています。表中の項目として、左より「取組」、「内容」、「甲の役割」、「乙の役割」となっておりまして、取組、内容についてそれぞれ御説明します。

（1）圏域全体の経済成長のけん引では、1つ目の取組、「経済戦略の推進」は、連携事業の企画、立案、効果検証等を行う。2つ目の取組、「戦略産業の育成」は、連携した企業誘致の推進、創業の促進、新産業の育成に向けた支援、産学官連携に関する体制の検討等を行う。

3つ目の取組、「地域経済の裾野拡大」は、地域資源の活用及び販路拡大に向けた支援等を行う。4つ目の取組、「戦略的な観光施策」は、共同プロモーション、観光資源の活用、MICE誘致等の推進等を行うと、しております。次ページにまいります。

（2）高次の都市機能の集積・強化では、1つ目の取組、「高度な医療サービスの提供」は、三次救急医療等の提供等を行う。2つ目の取組、「高度な中心拠点の整備等」は、都市アクセス強化に関する情報共有、丘珠空港の利用促進、札幌市都心部の再開発等を行う。3つ目の取組、「高等教育機関の集積を活かした人材の育成」は、社会、企業等のニーズに対応できる人材の育成等を行う。4つ目の取組、「その他高

次の都市機能の集積・強化に関する連携」は、公共施設の相互利用及び配置に関する検討その他高次の都市機能の集積及び強化に関する連携を行うとしております。次ページにまいります。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上の、ア生活機能の強化では、1つ目の取組、「地域医療」は、救急医療の維持、向上等に向けた取組の推進等を行う。2つ目の取組、「教育・文化・スポーツ」は、特色ある教育活動の充実に向けた取組の推進等を行う。3つ目の取組、「土地利用」は、都市計画に関する情報共有等を行う。4つ目の取組、「地域振興」は、にぎわいの創出、女性活躍の推進等を行う。5つ目の取組、「災害対策」は、災害に備える連携及び災害時における連携の推進等を行うとしております。次ページにまいります。イ結びつきやネットワークの強化では、1つ目の取組、「ICTインフラ整備」は、遠隔会議システムの導入及び活用、オープンデータプラットフォームの共同利用等を行う。2つ目の取組、「連携による地産地消」は、圏域内農産物の消費促進等を行う。3つ目の取組、「交流・移住促進」は、地元定着等の促進、圏域外からの移住促進、「札幌UIターン就職センター」の広域的利用等を行う。4つ目の取組、「その他結びつきやネットワークの強化に関する連携」は、企業によるまちづくり活動の促進、その他結びつきやネットワークの強化に関する連携を行うとしております。次ページにまいります。ウ圏域マネジメント能力の強化では、1つ目の取組、「人材の育成」は、職員研修等の合同実施等を行う。2つ目の取組、「職員等の交流」は、職員交流等を行うとしております。なお、「甲(札幌市)の役割」は、総務省が示す必須の役割である「(1)圏域全体の経済成長のけん引」と「(2)高次の都市機能の集積・強化」の取組については「圏域の中心となって取り組む」とし、圏域独自の役割である「(3)圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組については、「乙と協力して取り組む」としており、「乙(南幌町)の役割」は、全ての取組に対して、それぞれ「甲と協力して取り組む」としてしております。以上で議案第26号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第26号 札幌市及び南幌町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程31 発議第1号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第2号から追加日程4 報告第2号までの4議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第2号から追加日程4 報告第2号までの4議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第2号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

7番 佐藤 妙子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第2号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第3号 国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

佐藤議員
議長

熊木議員
議長

それでは採決いたします。

発議第3号 国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 報告第1号 産業経済常任委員会審査結果報告についてを議題といたします。

審査報告について産業経済常任委員長より報告願います。

9番 石川 康弘議員。

石川議員

平成30年第4回定例会において、産業経済常任委員会に付託された、閉会中の継続審査となっております請願第1号 南幌町に道の駅を整備することを求める請願についての審査経過を報告いたします。12月20日、第1回委員会において、紹介議員 川幡 宗宏議員により請願の趣旨説明を受け審査をしました。1月28日、第2回では、委員から道の駅が実現できる条件などの意見が出されました。2月8日、第3回においては請願者であるまちづくりを考える有志の会会長 峰尾 義明氏、副会長 城地 真吾氏を招致し、請願内容について質疑を行いました。なお、産業経済常任委員会として平成30年8月6日、独自に近隣市町の道の駅を視察し調査したところであり、さらに、本年2月23日の議会報告懇談会において、町民から御意見を伺いました。それらを含め、2月26日、第4回委員会において採決を行い、各委員会委員からの意見をまとめ、審査結果を全会一致で確認したところであり、

平成31年2月26日付、議長宛て、産業経済常任委員長名。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。請願第1号 南幌町に道の駅を整備することを求める請願については、全会一致により不採択とすべきものと決定しました。なお、審査意見については次のとおりであります。審査意見、道央圏連絡道路の完成に向け、町内に道の駅を建設することで新たなにぎわいのある場を創設し、まちの活性化を求めようとする趣旨については十分理解するところであるが、請願書の性質から判断し、実現（ごく近い将来）の可能性として、道央圏連絡道路工事の進捗状況は完成時期が不透明であり、今の時点では時期尚早と判断せざるを得ない。願意の妥当性として特色ある運営や機能の面で検討すべき課題があると思われる。さらに本町の財政状況から考えても、多くの投資的事業が予定されている中で、新たに事業着手するには厳しいものがある。今後、周辺環境の変化により人の流れが見えてきた段階になってから検討しても遅くはないと思われることから、町として将来に向け検討するよう望む。以上であります。

議長

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

ただいま報告された審査意見について質問いたします。私は以前道の駅に関する一般質問を行っております。その中で町長は道の駅に限定しないで、多目的な施設などの検討をすると答弁されています。本年2月の全員協議会の中で、ボールパーク構想に伴う誘客施設の検討会という事で、まだ構想段階ではあるとして報告されました。定住人口の増加を目的とした交流拠点施設などが示されていて、まだ構想段階という事で、今年度の予算にも計上はされていません。私は、ただいま説明された審査意見を受けとめるものですが、町民有志の方のまち活性化への御意見とか、将来の町の発展を願う思いというのは尊重すべきだと考えます。本町は高規格道路の完成や北広島のボールパーク構想により、今後の町の姿が大きく変わる可能性を秘めていると考えます。道の駅については時間をかけて議論を進めていく必要があると思います。町議会に請願された道の駅を整備することを求める請願は、先ほどの審査意見にあるように不採択となりましたが、今後の環境の変化や人の流れを見つめながら、町との協議を進めていくよう望みます。以上です。

議長
熊木議員
議長
石川議員

10番 熊木 恵子議員。

今述べたことから、もし答弁あればお願いいたします。

9番 石川 康弘議員。

私たち産業経済常任委員会では、まちづくりを考える有志の会の方々が町の活性化やにぎわいのある町にしたいという、そういう思いから私費を使ってまでして幾度も集会を開いて、道の駅を実現するためのポスターをつくったり、またブログを配信するなど努力されていたことに対しては深く敬意を表する次第であります。そして、私自身も過去にこの町に道の駅をということで一般質問をした経緯もあるだけに、ぜひ実現させてあげたいという思いでもありました。しかし、先ほども述べましたように、場所の問題では、例えばまちの駅として使われているビューローやら、なんぼろ温泉と併設して道の駅を開設する案も考えたのでありますが、あくまでその会では道央圏道路の周辺であることという一つのことがあっただけに、今回のこの提案に対しましては、工事の進捗状況を見ると、今の時点では時期尚早という判断をせざるを得ない状況でありました。また、町の財政推計を見ると、直近の3年間でも16億円からの投資的事業が控えていると。そういったものを見た中で、新たな大事業には厳しいものがあるというふうな判断で得た次第でございます。もう少し財政的余裕があるならば、もう少し道路工事が進んでいるならば、前向きな結論を出せたかと思っております。期待どおりの結論が出せなかったことに残念に思っております。しかし今、熊木議員がおっしゃるとおり、しかるべき時期が来たときには、今度は町が住民からの貴重な意見や提案を検討していただきたいと思っておりますし、また新たなまちの活性化を議会とともに議論していくような形で進んでいきたいというふうに思っております。

ます。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

私も熊木議員と思いは同じでございます。本請願に関しては、委員会の決定に対して尊重するものでございます。ただ、やはりこう町民の熱意、この動きを見た場合に、僕は町民運動の一つだというふうに思っています。それは当然、行政である役場庁舎初め公共施設にポスターを張って盛り上げていると。一般の町民の方からも、それについて聞かれます。町民の熱意、請願された団体だけでなく一般の町民もやっぱりそういう思いを持ってるっていうことを感じました。この町民運動として盛り上がった、私はこの火を消してはならないというふうに思ってますが、その辺、委員長のお考えがあればお伺いしたいと思います。

議 長

9番 石川 康弘議員。

石川議員

原田議員のおっしゃるとおり、今も答弁の中でお話ししましたけども、こういった町民からの声をやはり十分に、貴重な意見として扱い、やはりしかるべき時期までしっかりつなげていく、これをなしにするのではなくて、今の段階ではできないという判断の中で、次のしかるべき時期まで町としても検討していただきたいと思えますし、その道の駅が具体的なものとして、ある程度のランドデザインも描くような形で、これからやって継続して審議する必要があるのかなというふうに思っております。以上です。

議 長

3番 原田 弘克議員。

原田議員

私も例え不採択になったとしても、この議論はこれで終わるわけでは、私はないと思っています。これをきっかけに、やはりこう審査意見にもあったいろんな条件整備、やっぱりこう必要になってくるというふうに思っています。これから行政・議会・町民を含めた幅広い議論の場が今後、私は将来、南幌町に、このまちづくりに必要か否か。こういった議論、判断する時期が必ず来ると思っております。先ほど、委員長答弁でしっかり見守っていくという御発言もありましたので、その辺は担当常任委員会として、しっかりとやっていただければというふうに思っています。町民の思い、これに対しては、しっかりと説明責任を果たしていかなきゃならないと思っております。そのため広報委員という役割もあることですので、この請願に対して、町民に丁寧な説明をしていきたいというふうに思います。答弁はいりません。

議 長

ほかにありませんか。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

何点かお伺いしたいと思いますけれども、私は昨年12月の一般質問におきまして、住民の方々が今手を挙げている今こそチャンスなのではないかという質問をさせていただきました。その中で、先ほど財源のお話も出ておりましたけれども、本年度、平成30年度におき

まして、国土交通省で道の駅についての補助事業がありました。それが本年3月1日に決定されました。15カ所でしたか、決定されましたけれども、そのように財源的な補助も探すと何かがあるのではないかなと私は思っております。特に災害につきましては、この住民の方々は災害の拠点としてもというお話もありました。その中におきましても何か補助事業を見つけることができるのではないかなと、私個人としては思っております。そういう面におかれましても、町の方々が一番こういう調査は優れておりますので、その方々におかれましても調査していただければありがたいという思いで、私はこの請願書を見ておりましたけれども、そういう面においてこれが不採択ということは本当に残念なことだなと私個人は思っております。最終報告、先ほど2月8日でしたか。最終報告に産業経済常任委員会の全員が行われました。そして、2名の方からその後詳細を伺ったと先ほどもおっしゃっておいりましたけれども、この2回におきまして何か内容に変化があったかどうかを1問お伺いしたいと思います。

先ほどから財政の話も出てましたけれども、例えば日本一小さい道の駅というニックネームと言いますか、そういうことにおいて最初は小さいところから始めてもいいのかなと、本町としてはPRが大変上手ではないよねと、町側も行政側も私たち個人も議会も思っています。そういう意味でも何らかのこの新しいPRとして大変よかったのではないかなという思いでおいりました。このことに関しましても、何か御意見が、お答えがありましたらお伺いしたいと思います。

議長
石川議員

9番 石川 康弘議員。

質問に対してお答えいたします。まず一つ、国交省の補助事業があるんじゃないかというふうなお話でございましたけど、私たちさっきも申し上げましたけども、近隣の、はっきり言いますと当別町とそれから石狩市の昨年、一昨年つくられた道の駅を見てまいりました。そこで担当者からもいろいろお話も聞いたりしたものであるんですけども、その中で聞くところによりますと、やはり規模にもよりますけども、今回請願で出されたあの方々の規模から想定しても、やはり十数億円のやはり経費がかかると。それに対して、当別町の場合ですと半分ぐらいはやはり手出しなくちゃいけないという、そんなことがあります。あとうちの町でもできるものできないもの、過疎債受けられないだとかいろんな制約もあるということでは、やはり今の状況の中で手出しは相当額になるなというふうなことは確認したところであります。ですから、さっきも言いましたように財政的にもう少し余裕ができた段階で考えてもいいんじゃないかというふうなことで思ったところでもあります。また内容に関しましての変化があったかということですけども、確かに向こうの会長のほうから2月8日の招致の段階での話としましては、そういう新しい今の国交省の制度としては今出てきているんだというふうな話がありました。また今の道路工事についてのある程度の見方も述べていましたけれども、まだそれは不確定なも

のであって、やはりそんな二、三年でできるような、そんな道路工事の進み方ではないということから考えても、その判断にはちょっと行き当たらないなというふうなことであったわけでございます。

それから新しいPR方法としてですけども、逆にさっきも話しましたけども、道の駅、その道路の側じゃなくても、ましてや北広島のボールパークというのもありますけれども、別な形でのPRする上での仕方もあるんじゃないかということで、我々委員会の中でも、本当に相当話し合った経緯がございました。経費をかけないというものであるならば既存のビューローだとか、あと温泉と併設する、ある町の道の駅の社長さんは南幌温泉があるじゃないかというふうな形でアドバイスいただいた経緯もございました。そんなこともいろいろ絡み合わせて本当に道の駅を実現するんだったら、そういう方法もあるけどなというふうなことで考えたところでもありましたが、あくまで今回の請願の中にはそこまでの譲歩するような状況がなかったということもあり、とりあえずこういうふうなことで不採択というふうな結論にきたわけでございます。以上です。

議長
菅原議員

8番 菅原 文子議員。

御答弁ありがとうございます。1点だけ最後のこの請願書に関しまして、先ほど譲歩するお考えはないというように私は理解できたんですけども、それでよろしかったのでしょうか。譲歩って言いますが、例えばその書かれている請願書に関しまして、例えば今すぐ着手する。それから、もし道路近辺じゃないとだめとか、中にいろいろ条件はあったかと思えますけども、どれ一つとっても譲歩はできないと言いますか、そのままのもので考えていきたいというお話があったのかどうか、そこ2名の方がいらっしゃったときにそのお話も伺ったように私は今理解しましたけど、それでよろしかったのでしょうか。

議長
石川議員

9番 石川 康弘議員。

あくまで出された請願書に基づいての審査です。その中で話の中でもありましたけれども、場所的なものとして、さっきも言いましたけれども、やはりあくまで道央圏連絡道路というもののそばという、当初のちょっと温泉に近い道央圏っていうのもありましようけども、それにはこだわることはないけども、道央圏連絡道路というふうな話はされていまして。ですから、そういったものからはやっぱり譲歩できないというふうな捉え方もしましたし、時期的なものとしてもやはりできるだけ早くという、そのためには今そういう国交省の新しい補助もあるんだよってという話はされていましてけれども、今言ったような話で手出しが相当だっというふうなことを判断して、そういうふうな結論を出したところでございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直

ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

産業経済常任委員会の審査結果は、委員長報告のとおり不採択であります。

これより原案について採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

請願第1号 南幌町に道の駅を整備することを求める請願について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立0名、着席10名)

賛成起立なしであります。よって本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

それでは、場内時計で10時40分まで休憩をとりたいと思います。

(午前10時28分)

(午前10時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●追加日程4 報告第2号 平成31年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員 平成31年3月12日付、南幌町議会議長宛て、予算審査特別委員長名。委員会審査報告書、本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 平成31年度南幌町一般会計予算

議案第16号 平成31年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第17号 平成31年度南幌町病院事業会計予算

議案第18号 平成31年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第19号 平成31年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第20号 平成31年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第21号 平成31年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上11議案について、3月8日・11日・12日の3日間において慎重審議をした結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。以上です。

議長 ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

私は本予算委員会の今報告された議案に対して、反対をいたしました。今まで過去3年間はいろいろ厳しい中で、財政運営の中で予算編成をしているってことで、全部に賛成ではなかったんですけども、賛成をしてきました。しかし今回は、予算の中ではほぼ賛成ではあるんですけども、やはり10月の消費税増税っていうこと、それに関するで、2件議案がありました。それについて外税方式にするから特別問題はないっていうような説明があったんですけども、やはりこの消費税増税は、町民に与える影響も大きいということから反対いたしました。そこで今、質問ということでは、町としてやっぱりこうそのことについてどういうふう考えてるかってことを伺いたいということで、予算の中ではいろいろ質問して丁寧に答えていただいたんですけども、以上の点で反対ということにしました。

議 長
志賀浦議員

4番 志賀浦 学議員。

今のは質問をいただいたのかな、意見をいただいたのかなっていう思いでいますけども、例えば国民健康保険使用料及び手数料の部分で、1点当ててみますと旧条例のほうに100分の108を乗じた額を超えない金額とするというふうにありますけども、それを税率を変えたということの内容だと思うんですね。例えば消費税の値上げ10%がとまったとしても、そのままこの条例に当てはまるという状況ですので、私はこれで問題ないかなというふうに思っています。それが10%になる、8%になるって、8%のままだもこの条例で当てはまるというふうに解釈しましたので、私はそういう見解でいるところです。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

平成31年度各会計予算及び関連条例に対する討論を行います。初めに、反対討論を許します。

10番 熊木 恵子 議員。

熊木議員

平成31年度南幌町各会計予算に反対の立場で討論します。平成31年度各会計予算編成の概要を見ますと、第6期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を基本に、歳入は国の制度改革の影響や地域経済動向を十分に考慮し、歳出においては事務事業の効率化、内部管理・事務的経費の削減など、第2次行財政改革実行計画の取り組みに基づいた編成とし、不足する財源については基金の取り崩しにより調整している内容となっています。一般会計は58億9,938万1,000円で8.3%の増額、特別会計は27億5,016万1,000円で2.6%の増額となっています。歳入では、地方譲与税が平成30年度と比較して499万円、増減率では5.5%の減、地方交付税も1,000万円、0.4%の減となっており、年々減らされていく地方交付税額をみると、国は地方を創生し地方を発展させる気持ちがないのではないかと思うところです。歳出では、長幌

第2浄水場改築負担金事業の1億4,100万円や、トレーニングルーム整備事業が新規事業として919万円などが計上されています。予算編成に当たっては、先ほども述べましたけれども厳しい予算の中で各課においては苦勞され努力が伺えます。一つ一つを精査して、予算委員会の中でも質問や説明を求めてきました。職員の方には丁寧に答弁いただき感謝しています。歳出に関しては、事業の全てに反対というものではありませんし、厳しい予算の中で苦勞され知恵を絞って予算編成を行ったことは理解するものです。しかし、消費税率引き上げに伴う予算編成となっており、下水道条例の一部を改正する条例や、国民健康保険町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、平成31年10月1日からの施行となっています。説明では、外税としたことから仮に10%に引き上げられても条例改正をする必要がないとのことですが、そもそも社会保障の財源といえば消費税増税しか考えないとする政府の姿勢そのものが間違っていると考えます。世論調査でも国民の多数が消費税増税には反対の声をあげています。また、勤労統計の不正や隠ぺい問題が発覚し、国会でも大きな議論となっています。それに加えて、景気動向指数の速報値で、景気が既に後退期に入った可能性が高いことを示す、下方への局面変化に基調判断を引き下げたとされています。これらのことから増税の根拠は総崩れとなっています。収入が少ないほど負担が重くなる逆進性は大きな問題です。2014年4月に消費税5%から8%の増税になってから景気は下がり続けています。家計消費は回復していません。納税を必要とする事業については、消費税を転嫁しないと他の財源で補填するか納税分を確保するために、料金の引き上げがされることになり事実上、公共料金の値上げにつながります。年金は下がり続け、社会保障費などが上がり続ける中で、町民の暮らしは厳しさを増しています。地方自治体の役割は、そこに住んでいる地域住民の暮らしと福祉、健康、安全を守ることです。以上のことから私は平成31年度各会計予算に反対します。

議長

次に賛成討論を許します。

西股議員

6番 西股 裕司議員。

第1回定例会に提案されました、平成31年度一般会計及び6特別会計予算並びに関連する4条例について、賛成の立場で討論いたします。平成31年度一般会計予算総額は58億9,938万円、6特別会計では27億5,016万円の総額86億4,954万円となっています。前年度予算に比べ5億2,236万円、率にして6.4%の増となっています。平成31年度予算は、第6期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策を基本に、歳入では国の動向を十分に考慮し、歳出では第2次行財政改革実行計画の取り組みに基づいた編成となっています。主な事業として、昨年度に引き続き、みどり野きた住まいるヴィレッジの第2期事業、子育て世代住宅建築費助成事業の継続実施、農業関連では担い手育成対策事業での人材投資事

業補助制度の創設、食育活動推進事業での都市住民との農業体験交流等の実施、教育関連では中学生国際留学プログラム事業の充実、少人数数学級となる小学3年生と5年生での教職員の加配措置、昨年から実施した公設学習塾での英語教科の追加、スポーツセンターに新たにトレーニングルームの設置を計上しています。老朽化した長幌第2浄水場の改築事業に係る負担金や消防ポンプ自動車の更新など、厳しい状況の中でも町民の要望に沿った予算措置と考えます。また、病院事業会計では、4月からは医師3名体制となり、さらに小児科を6年ぶりに再開できることは、子育ての町、南幌として非常に喜ばしいことであり、子育て中の家庭においても心強く感じることでと思います。かかりつけ医として、地域の皆さんからより信頼を得、頼られることを期待するものです。予算関連条例として提案された下水道条例の一部改正と国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料の一部改正については、いずれも使用料等において、消費税の額をこれまでの内税方式から外税方式に改め、本年10月1日の消費税率の改正に合わせ改正するものです。消費税法の規定を条例に引用するもので、消費税率が改正されない場合には、条例も変更が生じないもので、適正で必要な対応と考えます。以上のことから、私は予算審査特別委員会に付託されました平成31年度一般会計及び6特別会計及び関連条例に賛成するものです。議員各位におかれましても賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

ほかに討論の御発言があれば発言を許します。

(なしの声)

討論がありませんので、討論を終結いたします。

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは、採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 国民健康保険町立南幌病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 南幌町下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 平成31年度南幌町一般会計予算

議案第16号 平成31年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第17号 平成31年度南幌町病院事業会計予算

議案第18号 平成31年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第19号 平成31年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第20号 平成31年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第21号 平成31年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算
以上11議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の
諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立多数であります。よって本11議案は委員長報告のとおり
可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。

ここで、着席のまま失礼とは存じますが、議長として一言申
し上げます。今定例会をもって今期最後の議会定例会となります。南
幌町民の協力を得て、就任より過去4年間にわたり、議員各位には町
民の代弁者として会議を通じて議事進行され、是々非々で全ての提出
議案が議決ができたことについて、高い席ではありますが敬意と御礼
を申し上げたいと存じます。また、三好町長を初め理事者、職員諸氏
の皆様には極めて真摯に対応していただき、議長として深く感謝を申
し上げます。さらなる町の発展を御祈念申し上げまして、任期満了の
挨拶にかえさせていただきます。

これをもちまして閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませ
んか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会
といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時06分)